

令和 9 年度 上下水道関係予算概算要求の概要

- I. 令和 9 年度 国土交通省予算概算要求の概要
- II. 令和 9 年度 上下水道関係予算概算要求の概要
- III. 新規事項
- IV. 革新的技術実証事業
- V. 行政経費
- VI. 税制改正要望
- VII. 他府省等の上下水道関係予算
- VIII. 上下水道に係る政策の概要

令和 8 年 8 月

国土交通省
上下水道審議官グループ

I. 令和9年度 国土交通省予算概算要求の概要

令和9年度予算概算要求について

- 危機管理投資・成長投資をはじめ、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『強く豊かな日本』投資枠』を創設。真に効果的な施策を重点的に措置。
- 要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において、令和8年度予算から実現した「経済・物価動向等の的確な反映」を実現。
- 補正予算依存から脱却し恒常的な施策は当初予算に計上するため、適切に要求・要望。
- 歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化。補助金・基金の自己点検結果を要求・要望に反映し、予算編成過程において精査。

*金額はR8一般会計当初予算（122.3兆円）

「強く豊かな日本」投資枠 *GX、AI・半導体：「GX 2040ビジョン」「AI・半導体産業基盤強化フレーム」を踏まえ、特別会計においても要求。	—	国内投資を通じた潜在成長率の引上げに向けて、日本成長戦略や地域未来戦略などを踏まえた効果の高い政策を推進 補正予算依存の財政運営から脱却する方針も踏まえ、要求上限を設けず、事項要求も含め、所要額を適切に要求 このうち、経済安全保障上特に重要な分野などについては、複数年度で財源を確保した上で、特別会計において別枠で管理することとし、予算編成過程において検討 *予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする *通常歳出（裁量的経費等）との関係について、予算編成過程において精査
裁量的経費	14.5	+20%要望可 *このほか、『強く豊かな日本』投資枠』の活用、事項のみの要求も可
義務的経費	9.9	人件費は人事院勧告を踏まえ予算編成過程で対応 その他、各経費ごとの義務的性格に基づき所要額を要求 特殊要因を加減算（例：経済構造実態調査）

財務省資料を一部編集

予算編成過程における検討事項

- 補正予算依存の財政運営から脱却するため当初予算での措置を要する恒常的な施策などの重要政策については、『強く豊かな日本』投資枠』を活用するほか、必要に応じて、事項のみの要求も含め、適切に要求・要望を行い、予算編成過程において検討。
- 真に必要な財政需要に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって、その取扱いについては、予算編成過程において検討。

令和9年度上下水道関係予算概算要求総括表

単位：百万円

交付金	令和9年度 要求額		令和8年度 予算額	対前年度倍率
		うち「強く豊かな日本」投資枠		
社会資本総合整備	1,810,437	229,955	1,312,611	1.38
うち 社会資本整備総合交付金	681,091	127,588	459,693	1.48
うち 防災・安全交付金	1,129,346	102,367	852,918	1.32

※水道・下水道事業に係る費用は、この内数

個別補助	令和9年度要求額		令和8年度予算額	対前年度倍率
		うち「強く豊かな日本」投資枠		
上下水道	202,526	10,300	160,187	1.26
うち 上下水道	8,372	300	6,726	1.24
うち 水道	24,591	-	20,492	1.20
うち 下水道	169,563	10,000	132,969	1.28

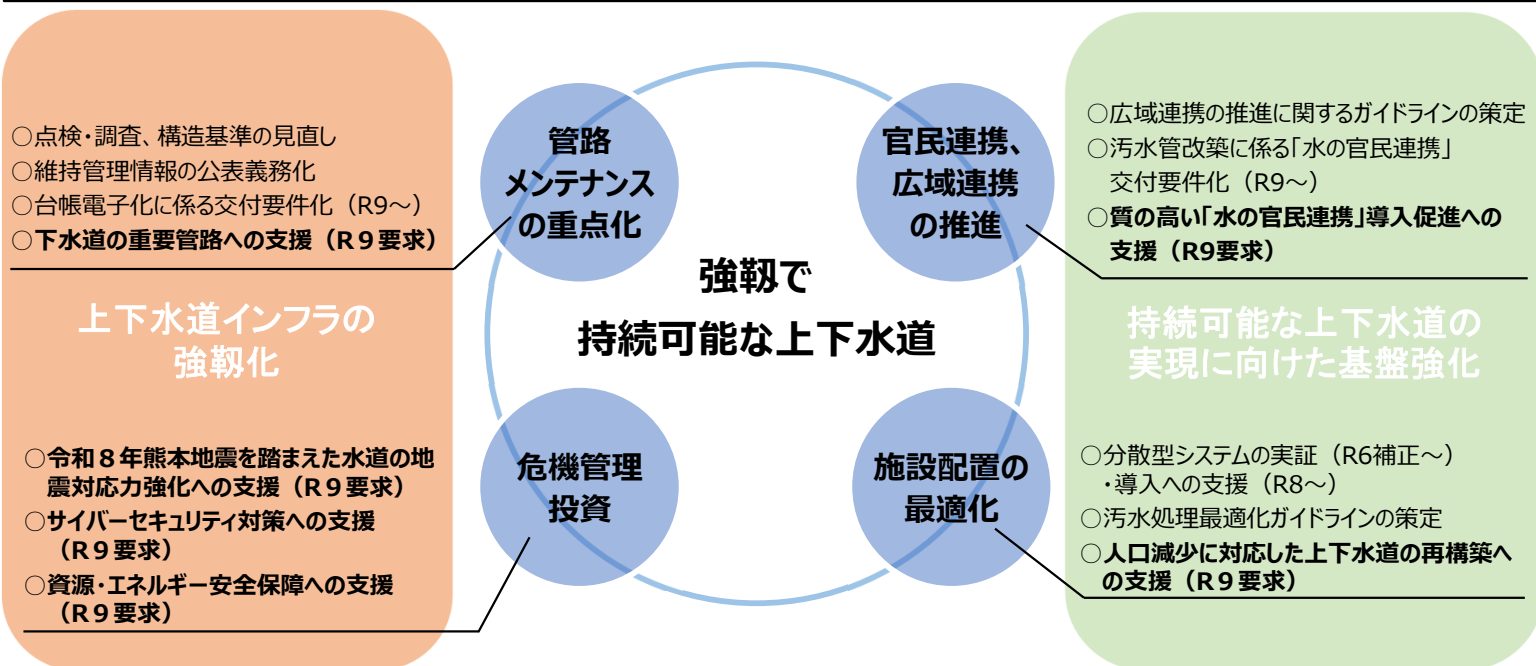
事項要求

- 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組の推進に必要な経費（『強く豊かな日本』投資枠）
- 労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮した公共事業等の実施に必要な経費
- 戦略産業クラスター等の形成に資するインフラ整備等の推進に必要な経費（『強く豊かな日本』投資枠）
については、事項要求を行い、予算編成過程で検討する。

Ⅱ. 令和9年度 上下水道関係予算概算要求の概要

基本的な考え方

- 埼玉県八潮市の道路陥没事故等を踏まえた改正下水道法に基づき、**下水道管路メンテナンスの強化**や**都道府県による広域連携**などを推進。また、**令和8年熊本地震や渇水**の被害を踏まえた**災害対応への支援強化等**も合わせた**上下水道インフラの強靱化**が必要。
- 同時に、人口減少に伴う料金・使用料収入の減少、地方公共団体の職員減少などが進む中、上下水道の基盤強化を図るため、「**水の官民連携**」（ウォーターPPP）、**広域連携**、**集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置**の推進が必要。
- これらの取組を地方公共団体が強力に推進できるよう、国として、必要な**制度整備**を行うとともに、**財政支援・インセンティブ付与**を行う。



水道施設整備費・下水道事業費等（個別補助金）

事業名		令和9年度 要求額	うち「強く豊かな 日本」投資枠	令和8年度 予算額	対前年度 倍率
上下 水道	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費 ・上下水道一体での効率化・基盤強化に向けた取組を支援	4,997	300	3,913	1.28
	上下水道一体効率化・基盤強化推進事業調査費等 ・国が自ら行う上下水道関係の技術実証事業等	3,375	-	2,813	1.20
水道	水道施設整備費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や水道事業の広域連携、安全で良質な給水を確保するための施設整備等の取組を支援	24,516	-	20,417	1.20
	水道施設整備事業調査費 ・国が自ら行う水道関係の調査等	75	-	75	1.00
下 水道	下水道防災事業費 ・計画的・集中的な耐震化・老朽化対策や大規模な雨水処理施設の整備、資源・エネルギー安全保障等の取組を支援	156,877	10,000	122,250	1.28
	下水道事業費 ・下水道事業の事業運営の一体化やPPP/PFI手法等を活用した事業、GX・下水汚泥資源の肥料化等の取組を支援	11,803	-	9,836	1.20
	下水道事業調査費 ・国が自ら行う下水道関係の調査等	883	-	883	1.00
合計		202,526	10,300	160,187	1.26

Ⅲ. 新規事項

1. 下水道法改正や令和8年熊本地震等を踏まえた上下水道インフラの強靱化

背景

○下水道法の改正（点検・診断基準の強化）

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を踏まえ、重要管路※¹の点検基準の強化や、リダンダンシー確保のため構造基準を強化。
- また、下水道管理者による維持管理状況（診断結果、対策内容等）の公表を義務化。

重要管路の点検基準強化

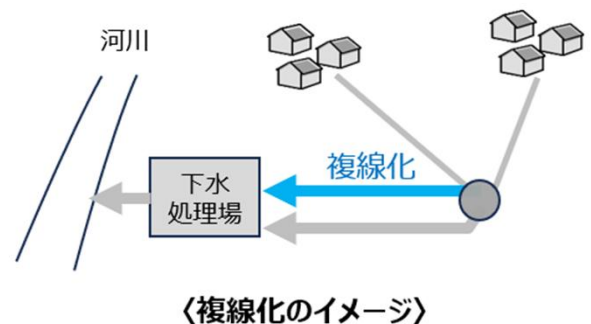
構造基準の強化

〈現状〉

区分	頻度	方法
化学的弱点箇所※ ²	5年に1回以上	人やTVカメラ等による点検
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定	

〈強化後のイメージ〉

区分	頻度	方法
化学・力学・地盤の弱点が重なる箇所 ※2	3年に1回以上	人やTVカメラ等による点検 + 管厚測定等の定量点検
硫化水素濃度が著しく高い箇所		
化学的弱点箇所	5年に1回以上	
力学的弱点箇所		
地盤の弱点箇所		
上記以外	10年に1回以上	



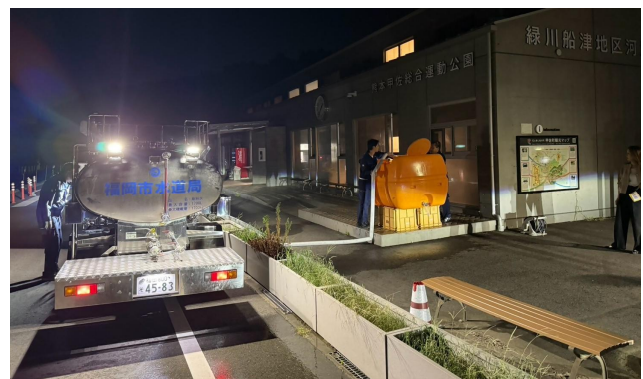
- ※¹ 重要管路：大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路
 ※² 化学的弱点箇所：硫化水素による腐食のおそれ大きい箇所
 力学的弱点箇所：マンホールと管路の接続部
 地盤的弱点箇所：地下水位が高く、地盤が弱い箇所

○令和8年熊本地震による水道管の被害

- 令和8年熊本地震により、最大約10.8万戸で断水が発生するなど、甚大な被害が発生。
- 地震時においても安定した水の供給を図るため、耐震化のさらなる加速と応急給水体制の確保が必要。



破断した管路（氷川町）



給水車による応急給水状況（甲佐町）

○資源・エネルギー安全保障、経済安全保障や脱炭素を巡る動向

- 昨今の経済・エネルギー情勢を踏まえ、エネルギーの自律性向上やサイバーセキュリティの取組強化が重要。
- 下水道では、ポンプの稼働や水処理のためのばっ気などに多くのエネルギーを必要とするため、資源・エネルギー供給拠点化等に関する効率的な施設整備が必要。

要求概要

(1) 下水道の重要管路※¹の更新・複線化支援〔個別補助事業、交付金事業の拡充〕

(下水道)

- 下水道の更新・複線化等に関して、重要管路の支援対象を拡大※²。

- ※¹ 大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路
- ※² 現行の制度では、自治体規模と口径によっては補助対象外となる管路がある。
- ※² R7年度補正予算、R8年度予算においては、全国特別重点調査で緊急度Ⅰと判定された管路に限り支援対象を拡大（R8年度限りの措置）。

重要管路の更新、複線化等のイメージ

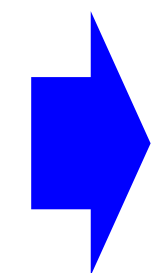


流量が多く、更新が困難な管路



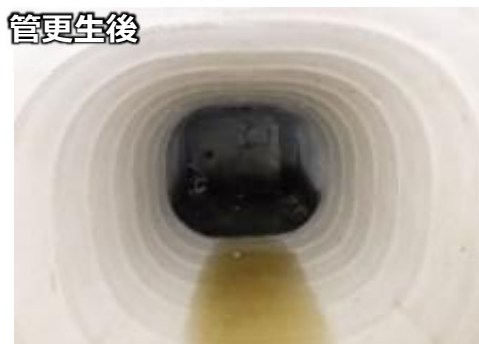
複線化

管更新前



管更生工法

管更新後



(破損や腐食した既設管の内面に新たに管を構築することにより、耐荷性、耐久性、耐震性を確保)

(2) 維持管理情報の見える化〔交付金事業の拡充〕

(下水道)

- 改正下水道法に基づき創設される診断基準や、維持管理情報の公表の統一基準に対応したシステムの改修等に必要となる経費を支援対象に追加するとともに、令和8年度までの時限措置を延長。

(3) 下水道メンテナンスにおける先端技術導入への緊急支援〔個別補助事業の創設〕

(上下水道)

『「強く豊かな日本」投資枠』の活用

- 大口径管路等の点検基準の強化を踏まえ、人による点検が困難な箇所の状態を確実に把握することや、相次ぐ死亡事故を踏まえた管内NoEntryでの点検等を実現するため、AI・ロボット等の先端技術導入にかかる経費の一部を緊急的に支援。



点検用ドローン（イメージ）

要求概要

(4) 水道事業者の地震対応力等の強化〔個別補助事業、交付金事業の拡充〕 (水道)

- 「上下水道耐震化計画」に基づき実施する耐震化事業の補助要件の緩和等。
※耐震化の取組が一定水準未達の事業体については、生活用水を含めた応急給水機能の確保に取り組んでいること等を要件化。
- 可搬式浄水装置の支援対象となる事業者を拡大※¹するとともに、災害時の応急給水機能の確保に必要な給水車導入等の支援に関する要件を緩和※²。
※¹ 現行制度では都道府県および水資源機構に限定。
※² 現行制度では資本単価要件あり。
- 水道事業者が実施するリダンダンシー確保（連絡管の整備など）の目的に渇水対策を追加



全国の事業者による応急給水



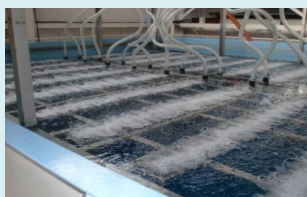
水資源機構の浄水装置による飲料水・生活用水の製造

(5) 資源・エネルギー安全保障、サイバーセキュリティの強化 〔個別補助事業の創設、交付金事業の拡充〕 (下水道) (水道)

- 下水道施設の省エネや、下水汚泥のエネルギー利用等の取組を重点支援。
『「強く豊かな日本」投資枠』の活用
- 水道事業者がサイバーセキュリティ対策のために実施する制御系システムの対策等を支援対象に追加。

➢ 省エネの推進

【反応タンク設備の改築】



➢ 下水汚泥のエネルギー利用 (創エネ)

【固形燃料化】



【消化ガス発電】



➢ 肥料化施設の整備等の促進



秋田県県南地区
広域汚泥資源化施設



福岡市リン回収施設

2. 持続可能な上下水道の実現に向けた基盤強化

背景

○質の高い「水の官民連携」（ウォーターPPP）の導入の推進

- 「水の官民連携」の導入により運営基盤の強化を図ることが重要である一方で、単一市町村ごとの小規模案件の乱立は非効率であり、事業の広域化を妨げてしまう可能性に留意が必要。（「令和8年度予算の編成等に関する建議」 令和7年12月 財政制度等審議会）
- コンセッションや広域型等の質の高い案件を形成していくための制度設計が必要。

【参考】PPP/PFI推進アクションプラン（令和8年改定版）抜粋

「污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。」

○集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置の推進

- 令和8年度末に污水处理施設の概成が見込まれる中、今後の更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下に対応し、持続可能な污水处理を実現するため、集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置が必要。

要求概要

（1）質の高い「水の官民連携」の導入促進〔個別補助事業・交付金事業の拡充〕

（上下水道）

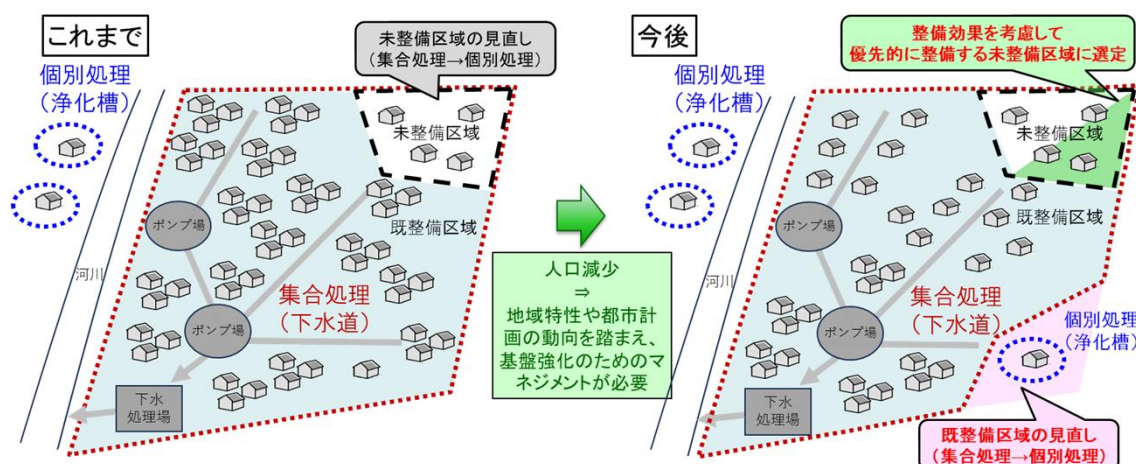
（水道・下水道）

- コンセッション、広域型などの質の高い「水の官民連携」案件の導入検討に向けた支援を拡充。また、導入後の計画的な更新に必要なモニタリングの経費を支援。
- 水道事業者が実施する「水の官民連携」事業の施設整備に係る支援を拡充。
- 污水管の改築に係る交付要件については、国土強靱化や広域連携の取組と整合を図りつつ、制度設計を行う。

（2）人口減少に対応した上下水道インフラ再構築の推進〔交付金事業の拡充等〕

（水道・下水道）

- 水道事業者が広域的な施設再編を実施する際の支援対象を拡充するとともに、補助要件を緩和。
- 人口減少を踏まえ、集約型・分散型等の污水处理最適化を推進するため、下水道区域の廃止に伴う、下水道管路の撤去への支援対象を拡充するとともに、新たな下水道整備については、人口減少等を踏まえ、今後は整備効果が中長期的に持続もしくは向上する区域に限定。



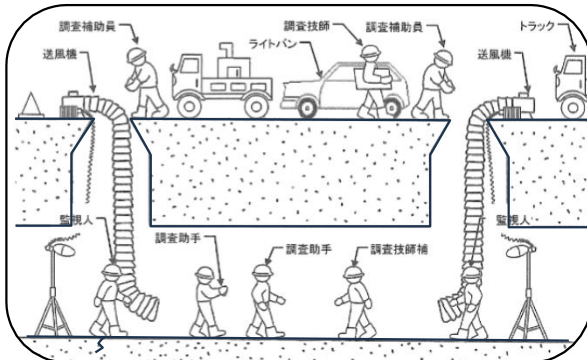
污水处理施設の最適配置（イメージ）

IV. AB-Cross（上下水道一体革新的技術実証事業）

令和9年度 AB-Cross 新規実証事業テーマ

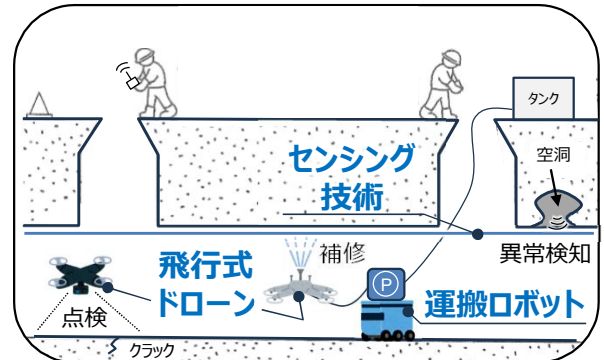
■ メンテナンスの高度化・メンテナビリティの向上につながる技術

【下水道管路の点検・調査の現状】



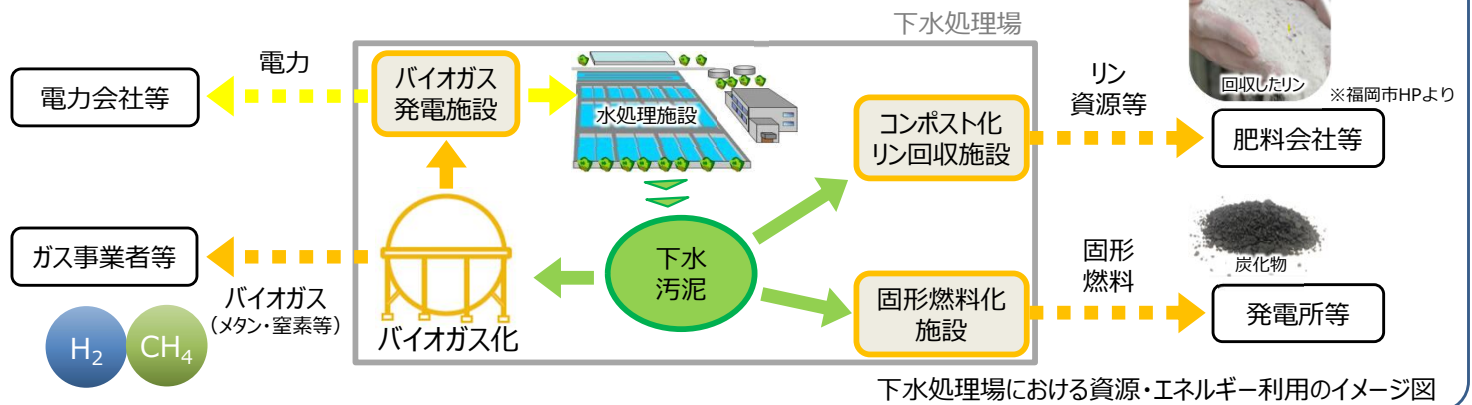
○人が管内に入り先行目視を行うことが基本

【管内No Entryの実現】



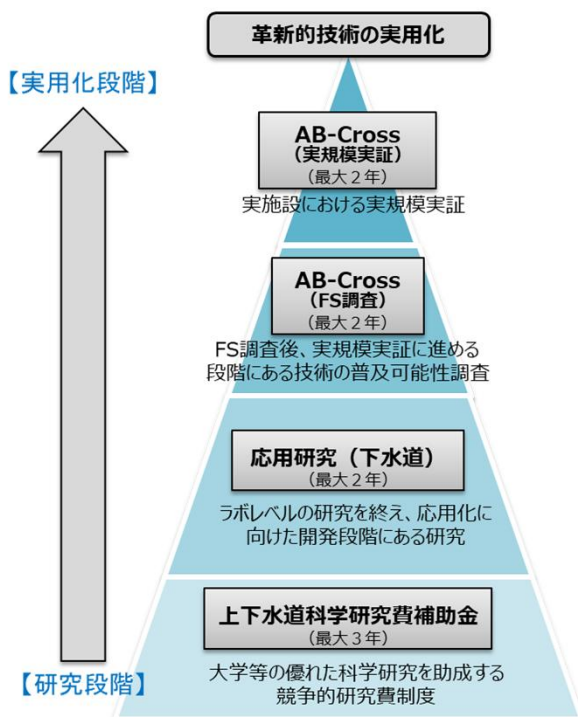
○DX技術を活用した下水管路メンテナンスのイメージ図

■ 資源・エネルギー安全保障の強化、上下水道の基盤の強化などに資する高度な水処理・汚泥処理技術



国土交通省における上下水道の技術開発の概要

国土交通省における上下水道の技術開発事業



技術開発事業の取組例

上下水道一体革新的技術実証事業（AB-Cross）

【ドローンによる点検及びAI診断技術の高度化】

・(株)Liberaware、管清工業(株)、(株)日水コン、アキュイティ(株)、千葉市共同研究体

・埼玉県・NTT東日本(株)、(株)NTT eDrone Technology、(株)ジャパン・インフラ・ウェイマーク、飛行式ドローン、NTTインフラネット(株)、国際航業(株)共同研究体

飛行式ドローン

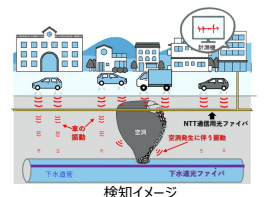


AIによる画像解析イメージ

上下水道科学研究費補助金

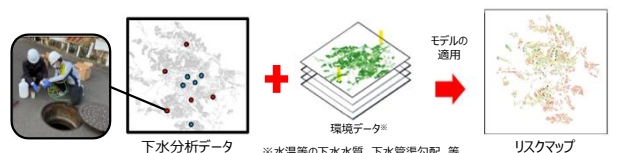
【光ファイバによる空洞検知】

・東日本電信電話(株)、東京大学、鹿島建設(株)、東京都下水道局、東京都下水道サービス(株)



【水質情報（コンクリート管腐食に係わる細菌）を用いた下水管陥没リスクマッピング】

・東北大学



V. 行政経費

【 】内は要求額（国費）

① 上下水道科学研究費補助金（継続）【124百万円】

- 大学や民間企業等を主体とした科学研究に対して助成を行うことで広範な領域における技術革新を促進し、その成果を活かし、強靱で持続可能な上下水道システムの構築に向けた取組を推進する。

② 上下水道分野の水ビジネス国際展開経費（継続）【115百万円】

- 上下水道分野の水ビジネスの国際展開を図るため、政府間会議やワークショップ、本邦優位技術の普及方策検討、対象国における基準等の整備支援、国際標準化プロセスへの参画、海外における実証試験及び現地調査による案件発掘等を実施する。

③ 上下水道一体のウォーターPPP等の推進に向けた検討経費（継続）【42百万円】

- 上下水道分野における広域型又は上下水道一体の「水の官民連携」（ウォーターPPP）をはじめとするPPP/PFI（官民連携）の理解促進に向けた方策等を検討し、地方公共団体への情報・ノウハウの共有を通じて、広域型又は上下水道一体の「水の官民連携」等を推進し、上下水道事業における持続性の向上を図る。

④ 上下水道の災害対応力強化に関する検討経費（継続）【21百万円】

- 令和6年能登半島地震を受け設置された「上下水道地震対策検討委員会」におけるとりまとめなどを踏まえながら、災害発生時に自治体職員を支えるデジタル技術の活用も含めて、各自治体における上下水道一体となった災害対応力を強化する方策について検討する。

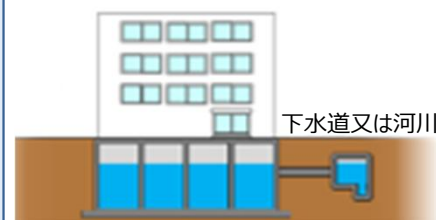
VI. 税制改正要望

浸水被害対策のための雨水貯留浸透施設の整備に係る特例措置の延長（固定資産税）

気候変動の影響による大雨の頻発化・激甚化に対して、あらゆる関係者が協働して浸水被害対策を行う「流域治水」を推進し、防災・減災が主流となる社会を目指すため、民間事業者等が設置した雨水貯留浸透施設に係る特例措置を延長する。

施策の背景

- 近年甚大な水害が毎年のように全国各地で発生。気候変動による更なる降雨量の増大や、水害の頻発化・激甚化が懸念。
 - 特に河川や下水道の整備などの地方公共団体等の取組のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域（※1）及び浸水被害対策区域（※2）においては、流域のあらゆる関係者が協働して浸水被害を防止・軽減する必要。
 - 地域における浸水被害対策に有効である都道府県等による計画認定を受けた雨水貯留浸透施設の民間事業者等による整備を一層促進するため、引き続き、税制支援が必要。
- ※1 特定都市河川浸水被害対策法に基づき国土交通大臣又は都道府県知事が指定した河川の流域
※2 下水道法に基づき公共下水道管理者である地方公共団体が条例で定める区域



【雨水貯留浸透施設】

敷地内の雨水を集め、一時的に貯留・浸透させ、下水道や河川への流出量を抑制する。

要望の概要

現行の特例措置

【固定資産税】 特定都市河川流域や浸水被害対策区域内の浸水被害を防止・軽減させるため、民間事業者等が認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、課税標準を $1/6 \sim 1/2$ の範囲内において市町村の条例で定める割合とする（参酌基準： $1/3$ ）。

要望内容

現行の特例措置を3年間（令和9年4月1日～令和12年3月31日）延長する。

【基本方針】

- 被災地は、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年の大雨に続き、今般の災害によって「四重苦」に見舞われた。
- 多くの方々が猛暑の中で厳しい避難生活を余儀なくされている。被災された方々が一日も早く平穏な生活を取り戻せるよう、緊急に対応すべき施策を「被災者の生活となりわい支援のためのパッケージ」として取りまとめ、**予備費等を活用し、機動的・弾力的に手当てする。**
- 被災地の声にしっかり耳を傾け、「できることはすべてやる」という決意で、被災者の生活となりわいの再建支援に全力を尽くす。

【上下水道関係の緊急対応策】

生活の再建

● 避難生活環境の改善

- 被災地では、災害救助法による食品の給与、医療、福祉サービスの提供等のほか、**国・応援職員・民間事業者等による給水、入浴支援、避難所運営支援などが行われている。**引き続き、病院等も含めて給水ニーズを的確に把握し、**国・応援自治体・日本水道協会・水資源機構等で連携して、給水車や可搬式浄水装置等を活用したきめ細やかな応急給水を実施する。**

災害復旧等

● 公共土木施設等の迅速な災害復旧

- 激甚災害(本激)への指定による、**災害復旧事業に対する国庫補助のかさ上げ**
- 国のリーダーシップのもと、**上下水道施設の早期復旧に向けた支援体制構築・技術職員派遣**を行う。また、**宅内配管の修繕を適切に実施できる業者を住民へ周知**するなどの取組を実施する。
- さらに、**井戸については、被災状況把握・復旧方針等の検討に係る調査**を行い、その結果を踏まえ、地域の生活用水の早期確保に資するものについて、**洗浄・補修に対する支援**を行いつつ、**県外工事業者などによる修繕等に係る掛かり増し経費を支援**する。

予備費による支援（R8.8.28 閣議決定）

- 給水ニーズを的確に把握し、病院等へきめ細やかな応急給水を実施。
- 井戸の被災状況把握・復旧方針等の検討に係る調査を実施の上、地域の生活用水の早期確保に資するものについて、県外工事業者などによる修繕等に係る掛かり増し経費を支援。

＜応急給水の実施状況＞

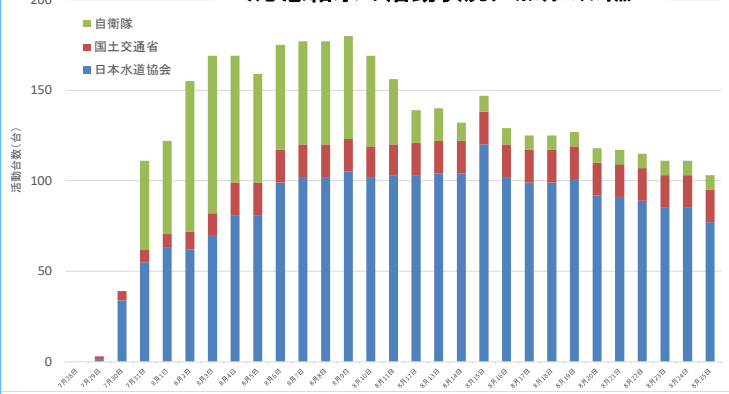


病院への応急給水



福祉施設への応急給水

＜応急給水の活動状況＞※8月25日時点



＜井戸の復旧支援＞



濁り水が発生した個人
宅の井戸



蛇口から井戸の濁り水が
出ている状況



関係団体と連携し、県外工事業者を確保
修繕等に係る掛かり増し経費を支援

上下水道の老朽化対策に係る地方財政措置

- 「全国特別重点調査」の結果、要対策とされた下水道管路に係る修繕について下水道事業債の対象に追加（R8～R12）（図1）
※ 人口密度に応じ元利償還金の21～49%を普通交付税措置（改築の場合と同様）
- 水道管路の耐震化事業を対象とした地方財政措置の拡充及び期間の延長（R8～R12）（図2）
※ 事故発生時に社会的影響が大きい管路の耐震化事業について、通常事業費を超えて実施する事業（上積事業費）に対する一般会計からの繰入割合を従来の1/4（一般対策分）から1/2に拡充
- DX技術を活用した上下水道管路の点検・調査経費に係る特別交付税措置を創設（R8～R9）
※ 「上下水道DX技術カタログ」（令和7年3月国土交通省公表）に掲載された技術が対象
※ 水道事業は地方単独事業が対象。下水道事業は地方単独事業で実施する污水处理費が対象
※ 事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、繰出額の50%を特別交付税措置

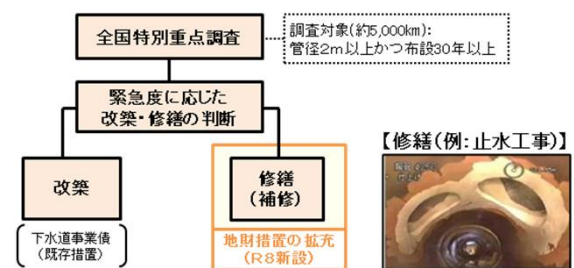


図1 下水道管路に係る全国特別重点調査への対応

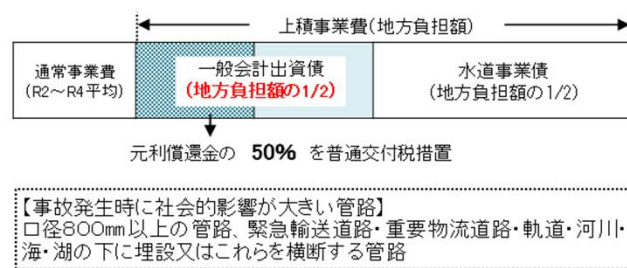


図2 水道管路に係る耐震化事業への対応

緊急自然災害防止対策事業債（R8～R12）

- 災害の発生予防又は被害拡大防止を目的として実施される地方単独事業を対象とした地方財政措置
- 下水道事業では、雨水公共下水道、都市下水路及び公共下水道（管渠を除く浸水対策）が対象

公営企業債（脱炭素化推進事業）（R8～R12）

- 公営企業の太陽光発電、公共施設のZEB化等の脱炭素化の取組を対象とした地方財政措置
- 水道事業では小水力発電、下水道事業では、下水処理施設等の省エネルギー改修（国庫補助事業を含む）、バイオガス発電、肥料化施設や高温焼却施設の導入も対象

広域化・共同化に係る地方財政措置

- 上下水道の広域化・共同化を推進するために必要な事業を対象とした地方財政措置
- 都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置

デジタル活用推進事業債（R7～R11）

- 情報システムや情報通信機器等の整備の財源として、「デジタル活用推進事業債」を令和7年度に創設（R7～R11）
- 一定の要件の下で行う上下水道事業が実施する事業について、一般会計が負担又は助成を行う場合には、デジタル活用推進事業債の対象
- 上記に加えて、新たにセキュリティ対策の強化に必要なシステムの導入についても対象

PFOS・PFOA対策に係る地方財政措置

- PFOS・PFOAの水質基準化後、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い一時的に生じる応急対策経費に対し一般会計から繰り出した場合、その50%を特別交付税措置
※ PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間（除去施設等を整備する場合は施設完成まで（最長5年間））
- 簡易水道事業者が最低限実施しなければならない水質検査に要する経費に対し一般会計から繰り出した場合、その50%を特別交付税措置（R8～R10）

地域未来交付金

- 令和7年度補正予算において、「地域未来交付金」が創設された。
- 地域未来交付金は、**地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた地方創生に資する地域の独自の取組を支援する交付金。**



循環型社会形成推進交付金

- 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業（交付率1/2）
- 集合処理（下水道、農集排等）から浄化槽へ転換する場合、公共浄化槽への転換に限り交付率を1/3から1/2に高上げ。

エネルギー対策特別会計における上下水道関係事業

- 環境省によるエネルギー対策特別会計における予算支援の活用も可能。

事業名	事業内容	補助率
水インフラにおける脱炭素化推進事業	- 上下水道施設等における再エネ設備、高効率設備等の導入を支援 - また、上下水道施設の水路上部等の空間ポテンシャルに対して、新たな再エネ設備の設置方法について技術実証を実施	1 / 2 （太陽光発電設備のみ 1 / 3）

人口減少下における被災水道施設への分散型復旧の適用

- 人口減少を踏まえ、**水道施設を集約型システムから分散型システムへ復旧するための採択条件や、その場合の復旧事業の適用範囲を明確化**することにより、地域の実情に応じた災害復旧を支援。

経済財政運営と改革の基本方針 2026

「責任ある積極財政」元年 ～日本の挑戦を起動する！～

(R8.7.21閣議決定) 上下水道関連部分抜粋

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1. 「強い経済」の実現

(2) 成長基盤の強化

(A X / D X の推進、フロンティアの開拓)

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、技術革新に対応した自動運転社会の早期実現に向けた環境整備、信頼性あるデータの利活用に関する環境整備、政府のデジタル基盤の強靱化・自律性向上やデジタル行財政改革を進める。

(規制・制度改革の徹底)

- A I やドローンなどの新しい技術の社会実装、医療等データの一次利用及び二次利用の一体的制度設計、ローカルルールの見直しなどを推進するとともに、全国の移動の足不足の解消に向けて、自動運転やライドシェアについて、安全・安心の確保や適切な労働環境の確保を前提に、諸外国の事例及び各地域のニーズを踏まえ、必要な取組を進める。

(資源・エネルギー安全保障・G X の強化)

- 中東情勢も踏まえ、資源・エネルギーの対外依存度の高さと調達先の集中から生じる脆弱性を克服し、備蓄を含むエネルギー需給構造の強靱化を図る。モビリティ・インフラの活用や省エネを推進しつつ、我が国の石油等の上流権益の確保や供給源の多角化、安定的な輸送・流通体制の確保を図る。
- 2050年カーボンニュートラル目標の実現に向け、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆なG X 投資を進め、脱炭素電源の最大限活用や天然ガス等への燃料転換を進める。

(3) 強い地域経済の構築

(「地域未来戦略」の推進等)

- 強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進する。同戦略に基づく投資については、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、国が一步前に出て、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる。
- 「戦略産業クラスター計画」においては、官民投資ロードマップに記載された都道府県を超えた地域ブロック単位で行う、危機管理投資及び成長投資を起爆剤として、それを支えるインフラ整備や、鉄道、造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、クラスターを構成するサプライチェーン上の関連企業への投資支援を大胆に進める。

(持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消)

- 総合的なインフラマネジメントを推進する。メンテナンスは予防保全型へと転換し、見える化を進める。老朽化対策とまちづくりを連携させ、優先度を踏まえた対策や集約・再編、新技術等による分散を推進する。インフラマネジメントを支える主体間の広域的・分野横断的な連携・協働を進める。
- 健全な水循環の維持・回復や流域の水資源の有効利用を進める。ハード・ソフト一体となった流域総合水管理を推進し、流域治水の加速化・深化、渇水対策、発電等の水利用、流域環境の保全・創出に取り組む。

(農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の強化)

- 我が国経済は国民生活の安定があってこそ成り立つものであり、生産者の急減が見込まれる中で、国民がいかなるときにも安全で栄養面でも良質な食料を確保できるよう、食料安全保障の強化と、その基盤となる農林水産業の振興に取り組む。
- さらに、土地改良の推進、米、野菜等の食料の合理的な価格形成、食文化産業の振興、食品アクセスの確保、食育の推進、家畜疾病対策、気候変動適応策や肥料の安定供給対策等のみどりの食料システム戦略の加速化、種子・種苗生産対策、鳥獣被害対策、都市農業振興に取り組む。

(4) 人材力の強化・人材総活躍

(人材の育成・能力発揮)

- 17の戦略分野やエッセンシャル分野を始めとする幅広い人材の育成・確保のため、国・地域における取組を推進する。

2. 強い外交・安全保障の確立

(1) 外交力・安全保障・情報力の強化

(外交力の強化)

- 国際協力については、J I C A 海外協力隊等の活用、人道危機と復興ニーズへの対応、地球規模課題の解決に向け、国際金融機関との連携も含め、様々な形でO D A を拡充する。

(安全保障の強化)

- サイバー対処能力強化法等を着実に実施するための体制整備を行うとともに、国家安全保障の観点からサイバー空間での情報収集や対処の在り方を検討する。

(2) 経済安全保障の強化

- 経済安全保障上の面から懸念されるあらゆる事態を念頭に、エネルギー・食料・医薬品・医療機器・生活必需品等の国民生活・産業活動の維持に必要な物資、海上輸送等の物流も含めた社会インフラ基盤についてリスクの総点検を包括的なアプローチで行い、その結果明らかとなる脆弱性を解消するための措置を講ずる。
- A I 性能の高度化を踏まえ、重要インフラ事業者等のサイバーセキュリティを強化するとともに、ベンダによるソフトウェアの脆弱性に対する早期発見・対応能力を向上させる。

3. 国民の安全・安心の確保

(1) 防災・減災・国土強靱化の推進

(令和の国土強靱化対策、防災対策の推進)

- ・激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の危機から、現在と未来の国民の生命・財産を守り抜き、強い経済を下支えするため、令和の国土強靱化対策を断行する。
- ・「国土強靱化基本計画」が示す基本的方針等を踏まえ、「国土強靱化実施中期計画」及び「国土強靱化年次計画2026」※に基づく施策を『「強く豊かな日本」投資枠』を活用して推進し、テクノロジーを駆使してハード・ソフト両面の対策を強化する。
- ※ 令和8年7月3日国土強靱化推進本部決定。令和8年度与党税制改正大綱では、道路関連インフラ保全の重要性等にも留意しつつ、いわゆるガソリン暫定税率廃止の財源確保について令和9年度税制改正において結論を得るとされていることも踏まえる。
- ・迅速な初動体制の確保に資する緊急参集職員の処遇改善を含む防災分野の人材確保・育成に関する検討、危機管理用宿舎の整備を始め、地方支分部局等を含む国の災害支援体制・機能の充実・強化を進める。
- ・千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震の対策を推進するとともに、富士山噴火等の火山災害への対策や、火山調査研究推進本部における調査研究、人材確保・育成に取り組む。
- ・危機管理投資・成長投資を活用し、防災技術の研究開発及び防災産業の育成・海外展開を促進する。

(2) 東日本大震災・能登半島地震への対応

(東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故からの復興・再生)

- ・除去土壌等について、理解醸成を通じた復興再生土の利用を促進するとともに、県外最終処分に向けた2030年以降の道筋を具体化する。住民の帰還・移住に向けて、特定帰還居住区域の除染・インフラ整備、帰還困難区域内の森林整備の再開や活動の自由化の検討を進め、営農再開等による生活や生業の再建に取り組む。
- (能登半島地震からの復旧・復興)
- ・令和6年能登半島地震及び豪雨災害からの創造的復興を遂げなければならない。インフラの復旧・整備、災害公営住宅の整備、復興まちづくり、被災者の生活や生業の再建、地場産業・伝統産業の復活・振興、地籍調査・法務局地図作成の加速を推進する。

(3) 治安・安全の確保

(安全・安心な暮らしの確保、環境リスクへの対応・気候変動適応策)

- ・社会・経済の持続可能性を高めるため、熱中症対策等の気候変動適応策の社会実装やネイチャーポジティブの実現を通じた生物多様性保全に取り組むとともに、クマ被害、外来生物、花粉症、P F A S、土壌汚染等、生活環境・自然環境・生業に係るリスクへの対応を進める。

(4) 外国人政策の推進

- ・地下水の適正な保全・利用を確保する仕組みや、土地の取得・利用に関する情報把握強化と監督のための制度について、法制化を含め検討する。

第3章 責任ある積極財政に基づく「中長期経済財政計画」

1. 「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」の実現

(『「強く豊かな日本」投資枠』の創設)

- ・危機管理投資・成長投資を始め、国内投資を通じた潜在成長率の引上げにつながる施策を、予見可能性を持って実施できるよう、通常歳出とは別に、『「強く豊かな日本」投資枠』を創設する。「成長戦略」や「地域未来戦略」などを踏まえ、官民投資ロードマップや分野横断的な課題に対応していく取組の形で示されたような、国内民間設備投資や潜在成長率を大きく引き上げる効果の高い措置を対象とする。予見可能性を高め、継続的な取組を後押しするため、複数年度の計画に基づくものを基本とする。
- ・前年度の予算措置額に関わらず真に効果的な投資支援策を取り込めるよう、要求上限（いわゆるシーリング）を設けず、事項要求も含めて必要な額を適切に要求できるようにし、予算編成過程で実効的な予算措置につなげる仕組みを整備する。

(補正予算依存からの脱却、基金や複数年度にわたる予算措置の見直し)

- ・従来続いていた、大規模経済対策に基づく補正予算に依存した財政運営から脱却し、補正予算については緊要性の高いものに限定し、恒常的な施策については当初予算で措置する。

2. 全世代型社会保障の構築

(2) 成長型経済に合わせた持続可能な社会保障制度

(攻めの予防医療と疾病対策)

- ・栄養・食生活を含む健康リテラシーの向上、地域住民の健康増進に資する薬局機能及び薬剤師の果たす役割の強化、学齢期の健康診断の在り方の見直し、予防接種、H I Vや性感染症の予防、下水サーベイランス等の感染症対策、がん検診や精密検査の受診率向上、循環器病を含む生活習慣病等の予防、いわゆる国民皆歯科健診の具体化（歯周病検診の対象拡大や就労世代の歯科健診の更なる充実）、口腔と全身の健康の関係に基づく歯科疾患対策・口腔健康管理、認知症の早期診断・早期対応、予防・医療・介護を通じた切れ目のないリハビリテーション、P H Rの利活用と情報連携を推進する。

3. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(3) 戦略的な社会資本整備の推進

- ・社会資本の整備に不可欠な建設産業における、フィジカルA Iの導入を始めとする生産性の向上や、賃上げ等の処遇改善、多様な人材の確保・活躍環境の整備等を通じ、地域のインフラの整備力を強化する。中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ、労務費確保の必要性や近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら適切な価格転嫁が進むよう促した上で、必要な事業量を確保するとともに、効率的・重点的な取組を進める。「P P P / P F I 推進アクションプラン（令和8年改定版）」に基づき官民連携投資等を促進する。公共事業評価について、費用便益比等に過度に依拠せず、国家戦略、防災・減災、国土強靱化、地域の命と暮らしを守る基盤機能等を踏まえた総合評価へ見直すとともに、近年の金利状況等を踏まえ社会的割引率を見直す。

(4) 持続可能な地方行財政基盤の強化

- ・地方の一般財源の総額を確保して、官公需の価格転嫁等のための取組を通じた強い地域経済の実現とこれを支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する。
- ・地方制度調査会の調査審議を踏まえ、国・都道府県・市町村の役割分担の新たな考え方、大都市地域における行政体制等について検討する。また、地方公共団体間の連携や広域リージョン連携を強化する。
- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に沿って、自治体A X / D X、地方公共団体のサイバーセキュリティ強化、標準準拠システムへの移行・運用最適化を進める。

第1次国土強靱化実施中期計画（R7.6.6 閣議決定）

- 今後、激甚化・頻発化する大規模自然災害等に対応していくため、5か年加速化対策に続く計画として、実施中期計画を策定（計画期間：令和8年度から令和12年度までの5年間）。
- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」による提言を踏まえ、事故発生時に社会的影響が大きい上下水道管路の更新やリダンダンシーの確保の施策を追加したほか、令和6年能登半島地震を踏まえた上下水道施設の耐震化等の施策を位置付け。

施策名	指標名	現況	計画期間 目標	将来目標
水災害リスク情報の充実・活用	雨水出水浸水想定区域図が作成される市区町村（全国約800市区町村（令和7年度末時点想定））のうち、最大クラスの内水に対応したハザードマップを作成・公表し、避難訓練等を実施した市区町村の割合	0 % (R6)	100 % (R12)	100 % (R12)
流域治水対策（河川、砂防、下水道、海岸）	浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による浸水対策完了率	72 % (R6)	82 % (R12)	100 % (R22)
	浸水実績地区等（全国約37万ha（令和5年度末時点））における下水道による気候変動の影響を踏まえた浸水対策完了率	5 % (R6)	12 % (R12)	100 % (R40)
	人口・資産集積地区（市街化区域・DID（人口集中地区）等）からの排水を受け持つ下水処理場等（下水処理場：約460か所、ポンプ場：約1,700か所）における水害時の揚水機能確保完了率	20 % (R6)	82 % (R12)	100 % (R14)
上下水道施設の戦略的維持管理・更新	漏水リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径水道管路（口径800mm以上の管路）の更新（約600km）の完了率	8 % (R6)	32 % (R12)	100 % (R23)
	損傷リスクが高く、事故発生時に社会的影響が大きい大口径下水道管路（「下水道管路の全国特別重点調査」の対象※：約5,000km）の健全性の確保率 ※ 口径2m以上かつ30年以上経過した下水道管路	0 % (R6)	100 % (R12)	100 % (R12)
	修繕・改築や災害・事故時の安定給水の観点から計画的にリダンダンシー確保が必要な大口径水道管路（口径800mm以上の導・送水管）に対する複線化・連絡管整備（約300km）の完了率	33 % (R6)	76 % (R12)	100 % (R15)
	修繕・改築や災害・事故時の迅速な復旧が容易ではない大口径下水道管路（口径2m以上の管路）を有する地方公共団体（約60団体）のうち、リダンダンシー確保に関する計画を策定し、取組を進めている団体の割合	7 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等）を導入している事業者の割合	34 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	下水道事業を実施している地方公共団体（全国約1,500団体）のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術（ドローンによる下水道管路内調査手法等）を導入している団体の割合	21 % (R6)	100 % (R9)	100 % (R9)
	点検により、更新等が必要となった水管橋（補剛形式：約760か所）の対策完了率	45 % (R6)	100 % (R12)	100 % (R12)
	水道事業者（全国約1,400事業者）のうち、社会的影響が大きい古い規格の水道管路（铸铁管）の更新計画を策定し、取組を進めている事業者割合	0 % (R6)	100 % (R8)	100 % (R8)
上下水道施設の耐災害性強化	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場（全国約2,000か所）の停電対策完了率	82 % (R6)	100 % (R12)	100 % (R12)
	2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、洪水等の浸水想定区域内にある施設（全国約700か所）の浸水災害対策完了率	58 % (R6)	75 % (R12)	100 % (R18)
	上水道事業者及び水道用水供給事業者（全国約1,400事業者）における危機管理マニュアルの策定率	76 % (R5)	100 % (R12)	100 % (R12)
	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設（約35,000か所）のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	9 % (R6)	30 % (R12)	100 % (R36)
	水道の急所施設である導水管・送水管（約62,000km）の耐震化完了率	45 % (R6)	59 % (R12)	100 % (R31)
	水道の急所施設である取水施設（全国の取水施設能力：約7,600万m ³ /日）の耐震化完了率	52 % (R6)	67 % (R12)	100 % (R23)
	水道の急所施設である浄水施設（全国の浄水施設能力：約7,100万m ³ /日）の耐震化完了率	47 % (R6)	76 % (R12)	100 % (R17)
	水道の急所施設である配水池（全国の配水池有効能力：約4,000万m ³ ）の耐震化完了率	68 % (R6)	84 % (R12)	100 % (R18)
	下水道の急所施設である下水道管路（約9,100km）の耐震化完了率	71 % (R6)	80 % (R12)	100 % (R25)
	下水道の急所施設である下水処理場（約1,600か所）の耐震化完了率	50 % (R6)	63 % (R12)	100 % (R32)
	下水道の急所施設であるポンプ場（約900か所）の耐震化完了率	53 % (R6)	69 % (R12)	100 % (R25)

第6次社会資本整備重点計画（R8.1.16 閣議決定）

- 社会資本整備重点計画法（平成15年法律第20号）に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するため、第6次社会資本整備重点計画を策定（計画期間：令和7年度から令和12年度までの6年間）。
- 社会経済情勢を踏まえ、インフラ政策の「羅針盤」として、4つの重点目標を掲げ、それぞれ目指す姿と、実現に向けた進路を示している。

重点目標Ⅰ 活力のある持続可能な地域社会の形成		現況	目標
Ⅰ-2. 地域の将来像を踏まえたインフラの再構築	広域連携に取り組むこととした水道事業数	651事業 (R4)	760事業 (R12)
	広域連携に取り組むこととした下水道事業数	0事業 (R6)	300事業 (R12)
	地方公共団体等で維持管理に関する研修を受けた人数 上下水道	4,600人 (R6)	5,600人 (R12)
	※ その他、第1次国土強靱化実施中期計画に位置づけられた老朽化対策等の指標と重複のため、省略		
重点目標Ⅱ 強靱な国土が支える持続的で力強い経済社会		現況	目標
Ⅱ-2. 暮らしと経済の礎となる防災・減災、国土強靱化	※ 第1次国土強靱化実施中期計画に位置づけられた浸水対策や地震対策等の指標と重複のため、省略		
重点目標Ⅲ インフラ分野が先導するグリーン社会の実現		現況	目標
Ⅲ-1. 2050年カーボンニュートラルの実現	水道事業における温室効果ガス排出削減量	3.2万t-CO2 (R4)	21.6万t-CO2 (R12)
	下水道事業における温室効果ガス排出削減量	80万t-CO2 (R4)	208万t-CO2 (R12)
Ⅲ-2. 自然共生社会の実現	良好な水環境創出のための高度処理実施率	65.7% (R5)	70% (R12)
Ⅲ-3. 資源循環型の経済社会システムの構築	下水汚泥肥料利用率	15% (R5)	30% (R12)
	水道事業における浄水発生土の有効利用推進	—	—
重点目標Ⅳ 戦略的・計画的な社会資本整備を支える基盤の強化		現況	目標
Ⅳ-1. 地域のインフラを支える地方公共団体の管理機能の維持	水道分野のウォーターPPP具体化件数	8件 (R6)	100件 (R13)
	下水道分野のウォーターPPP具体化件数	12件 (R6)	100件 (R13)
	点検情報を含む台帳情報等を電子化している水道事業者等の割合	59% (R6)	100% (R12)
	点検情報を含む台帳情報等を電子化している下水道管理者の割合	50% (R5)	100% (R12)
	※ その他、第1次国土強靱化実施中期計画に位置づけられたDX技術の指標と重複のため、省略		
Ⅳ-3. 新技術・DXによるインフラの価値向上	水道事業における水道スマートメーターの導入率	0.2% (R5)	7.0% (R12)
	※ その他、第1次国土強靱化実施中期計画に位置づけられたDX技術の指標と重複のため、省略		

Ⅷ. 上下水道に係る政策の概要

下水道法等の改正（R8.7.23公布、公布の日から6月以内施行）

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
- 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場
(令和7年1月31日)

法改正の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

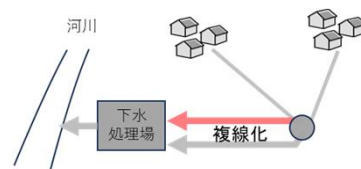
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表



(ドローンを活用した
点検・診断のイメージ)

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



(複線化のイメージ)

③ 道路管理者との連携強化

【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



(空洞探査車による調査)



(貫入試験による調査)

2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占用者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占用者と道路管理者との間で「占用物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占用物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設

※道路占用者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占用物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占用物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

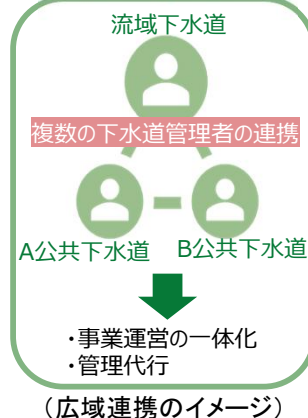
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- (本来は市町村が管理する)公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化【R8.8.17施行】
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】 広域連携推進計画



(広域連携のイメージ)

埼玉県八潮市 道路陥没事故の概要

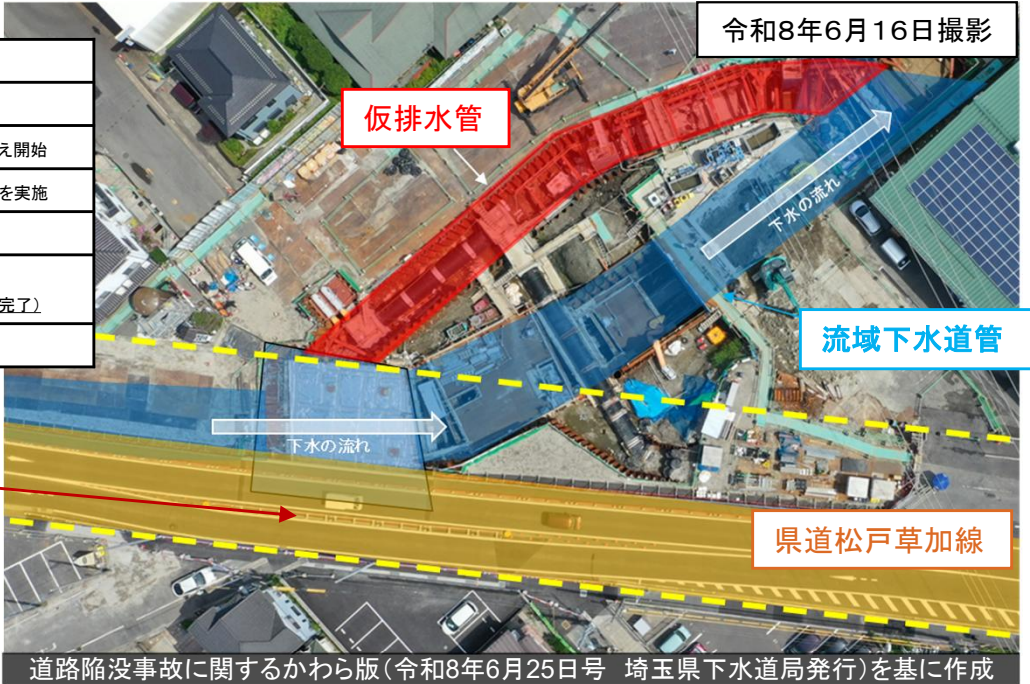
- 発生日時: 令和7年1月28日(火)午前10時頃
- 発生場所: 埼玉県八潮市中央一丁目地内 県道松戸草加線(中央一丁目交差点内)
- 陥没規模: 幅約30メートル、深さ最大約10メートル
- 事故原因: 埼玉県にて調査中(流域下水道管の破損に起因するもの)
- 下水道管: 管径4.75m、昭和58年(1983年)整備(経過年数42年)

■ 現在までの対応状況

日付	対応
1/28(火)	・陥没発生
4/25(金)	・仮排水管の設置工事完了、下水の切替え開始
5/2(金)	・消防と警察がトラック運転手の救出作業を実施
12/18(木)	・鋼製セグメント設置完了
令和8年2月中旬	・新しい管の供用開始 (仮排水管から流域下水道管への切替え完了)
4/15(水)	・県道の暫定2車線供用開始



暫定2車線での供用開始(4/15撮影)



道路陥没事故に関するかわら版(令和8年6月25日号 埼玉県下水道局発行)を基に作成

■ 今後の見通し

- ・破損した下水道管の改築 ⇒ 埋戻し、仮排水管の撤去
- ・他のインフラの復旧 ⇒ 雨水幹線、水道、ガス、光ケーブル、電力などの復旧(県道の全面復旧時期は未定)
- ・下水道管の複線化 ⇒ 埼玉県にて施工内容検討中

下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会

- 国土交通省は、埼玉県八潮市での道路陥没事故を踏まえ、有識者委員会を設置。
- 今後、下水道等の劣化の進行が予測される中、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐため、大規模な下水道の点検手法の見直しをはじめ、大規模な道路陥没を引き起こす恐れのある地下管路の施設管理のあり方などを専門的見地から検討。

主なスケジュール

- ・R7 2月21日 第1回委員会
- ・R7 3月17日 第1次提言
【全国特別重点調査の実施について】
- ・R7 3月18日 国交省から全国下水道管理者に全国特別重点調査要請
- ・R7 5月28日 第2次提言
【国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方】
- ↓
- ・R7 12月1日 第3次提言
【信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換】
I: 2つの『メリハリ』と2つの『見える化』による下水道管路マネジメントの転換
II: 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ



委員会



第3次提言 大臣手交 (12/1)

【参考】委員名簿(2025年12月時点)

	氏 名	役 職
委員長	家田 仁	政策研究大学院大学 特別教授
委員	秋葉 正一	日本大学 生産工学部 土木工学科 教授
委員	足立 泰美	甲南大学 経済学部 教授
委員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委員	岡久 宏史	公益社団法人 日本下水道協会 理事長
委員	小川 文章	国土技術政策総合研究所 上下水道研究部長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委員	長谷川 健司	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 会長
委員	藤橋 知一	東京都 下水道局長
委員	宮武 裕昭	国立研究開発法人 土木研究所 地質・地盤研究グループ長
委員	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授

(委員長以外50音順、敬称略)

<オブザーバー>

総務省、農林水産省、経済産業省

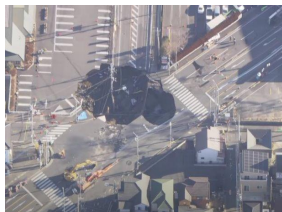
<事務局>

上下水道審議官グループ、大臣官房技術調査課、総合政策局、道路局

埼玉県八潮市の大規模道路陥没を踏まえた第3次提言について

・令和7年1月28日

八潮市で下水道管路の破損
が起因とされる大規模陥没



委員会の設置

第1次提言 3月17日「全国特別重点調査の実施について」

・管径2m以上、設置後30年以上経過の管路を対象に調査を行い、必要な措置を講ずべき。
(優先実施箇所は夏頃、それ以外は1年以内を目処に実施)

→3月18日 国交省から全国の下水道管理者に要請

第2次提言 5月28日「国民とともに守る基礎インフラ上下水道のあり方」

・重要な管路を対象として、点検・調査の高頻度化・高度化(複数手法の活用)を図るべき。
・大規模下水道システムについて、複線化・分散化などによりリダンダンシーを確保(事故・災害時でも一定の能力を確保)すべき。等

(重要な管路の更新、複線化など)

→6月6日「第1次国土強靱化実施中期計画」に反映

→8月末 令和8年度概算要求

第3次提言

全国特別重点調査の結果も踏まえ第2次提言の内容を精緻化

12月1日「信頼されるインフラのためのマネジメントの戦略的転換」

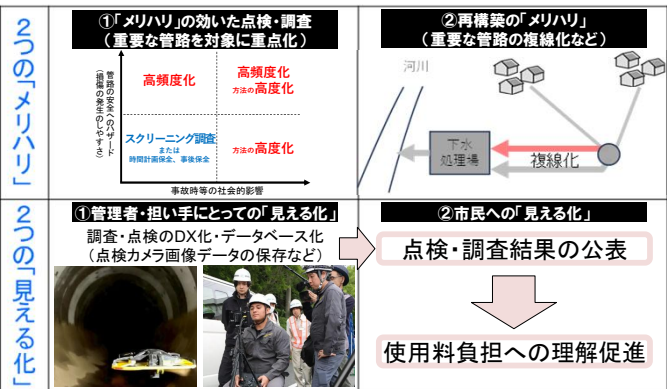
I: 2つの「メリハリ」と2つの「見える化」による 下水道管路マネジメントへの転換

→提言を踏まえ、国は

- 技術の高度化・実用化(ドローン調査、AI診断技術など)
- 点検・調査の頻度等の基準化、高リスク箇所への重点支援 等を実施予定

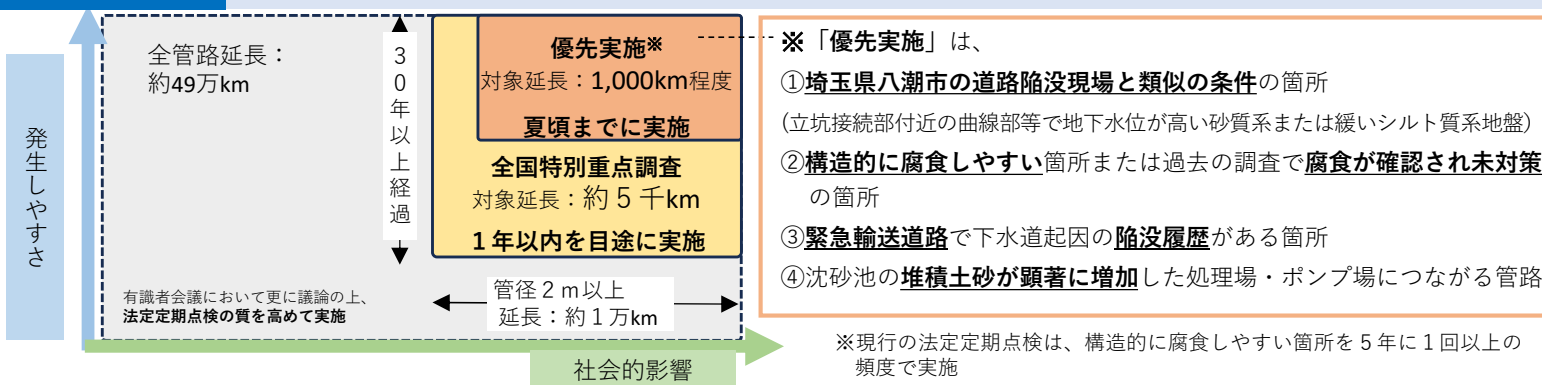
II: 新たなインフラマネジメントに向けた5つの道すじ

- 2つの『見える化』の徹底
- 2つの『メリハリ』が不可欠
- 現場(リアルワールド)に『もっと光』を
- 統合的『マネジメント』体制の構築
- 改革推進のための『モーメンタム』※
- ※勢い・推進力



下水道管路の全国特別重点調査（概要）

1. 調査対象: 調査に際し、社会的影響が大きく、大規模陥没が発生しやすい管路から、優先度をつけて実施



2. 調査方法の高度化: 調査対象の全路線の管路内をデジタル技術も活用して調査を実施

○管路内調査: 潜行目視またはドローン・テレビカメラ等による調査

※優先実施箇所では、緊急度がⅠ、Ⅱに至らなくても打音調査等により詳細調査を実施

○空洞調査: 緊急度がⅠ、Ⅱと判定された箇所は、路面下空洞調査または簡易な貫入試験・管路内から空洞調査

3. 判定基準の強化: 全国特別重点調査による緊急度の判定基準を現行より強化して、広く対策を実施

⇒腐食、たるみ、破損をそれぞれ診断し、劣化の進行順にAからCにランク付けした上で特別な判定基準で対策を確実に実施

緊急度	現行の判定基準	強化	全国特別重点調査の判定基準	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	ランクAが2項目以上		ランクAが1項目以上	速やかな対策を実施※
Ⅱ	ランクAが1項目もしくは ランクBが2項目以上		ランクBが1項目以上	応急措置を実施した上で、 5年以内に対策を実施

※原則1年以内

下水道管路の全国特別重点調査の結果（令和8年6月末時点）

- 重点調査（対象535団体、5,332km）について、令和8年2月末時点の結果を公表していますが、その後調査に進捗があり、令和8年6月末時点で、**対策が必要な延長は807km、地盤中の空洞は133箇所（全て対策済み）**、確認されました。
- 国土交通省としては、**未了箇所の調査・判定や対策が必要な箇所の更新などを速やかに実施するよう要請**しており、引き続きこれらの取組を**技術的・財政的に支援**してまいります。



下水道管路の全国特別重点調査の結果のポイント

令和8年6月末時点

	優先実施箇所	それ以外	計
調査対象の延長	813km	4,519km	5,332km
調査結果が判明した延長	800km	4,409km	5,209km
対策が必要な延長※1とその割合※2	320km (約40%)	487km (約11%)	807km (約15%)

- ※1 緊急度Ⅰ（1年以内に対策が必要）と緊急度Ⅱ（5年以内に対策が必要）の要対策延長
 ※2 「対策が必要な延長」を「調査結果が判明した延長」で除した割合

対策が必要な区間においては空洞調査も実施
 空洞が確認された箇所：**133箇所（全て対策済み）**

下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会

- 下水道管路のマネジメントに関する具体的な基準等について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「下水道管路マネジメントのための技術基準等検討会」を令和7年8月21日に設置。
- 「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」の、第2次提言などを踏まえて点検や再構築に関する具体的な基準等を検討することとされていることから、本検討会を設置し、技術的・専門的見地から検討を行うもの。

主なスケジュール

令和7年 8月21日 第1回
10月6日 第2回
10月30日 第3回
12月1日 第4回
12月18日 第5回

令和8年1月20日 中間整理(公表)

令和8年 3月24日 第6回
8月20日 第7回

令和8年 秋頃
最終整理



第6回検討会の様子

委員名簿(令和8年4月時点)

	氏 名	役 職
委員長	森田 弘昭	日本大学 生産工学部 教授
委 員	砂金 伸治	東京都立大学 都市環境学部 都市基盤環境学科 教授
委 員	桑野 玲子	東京大学 生産技術研究所 教授
委 員	佐藤 克己	日本大学 生産工学部 教授
委 員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委 員	家壽田 昌司	東京都 下水道局計画調整部長
委 員	茨木 誠	愛知県 建設局治水防災対策監
委 員	宮崎 博明	大阪市 建設局下水道部長
委 員	古屋 健登	横須賀市 上下水道局技術部長
委 員	武内 靖樹	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 技術顧問
委 員	稲垣 裕亮	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 会長

<オブザーバー>

・国土交通省道路局国道・技術課道路メンテナンス企画室

(敬称略)

<事務局>

・国土交通省(上下道審議官グループ及び国総研上下水道研究部)

・公益社団法人 日本下水道協会

下水道管路マネジメントのための技術基準等に関する中間整理(概要)

1. 下水道管路マネジメントに関する技術基準等の考え方

- 現行の基準等を包括的に見直し、重要な項目は国の基準等に引き上げ
- 社会的影響を踏まえ「重要管路」と「枝線」に区分し、「メリハリ」をつけた戦略的なマネジメントを進め、限られた人員や予算の中で施設の安全性を確保

2. 点検・診断に関する基準等

(1) 診断区分の見直し・構造に応じた診断基準

- 箇所毎に健全度を評価するとともに、明確な診断が難しい状態の区分を設定
- 鉄筋コンクリート管の診断基準を見直すとともに、シールド管の診断基準を設定

(2) 「メリハリ」をつけた点検

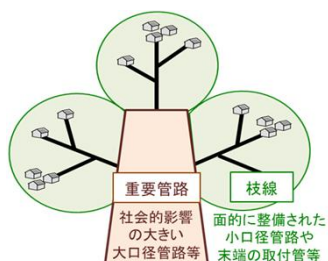
- 「重要管路」は、頻度を明確化し、方法を高度化し、健全度Ⅲ箇所は更に高頻度化
- 「枝線」は、要注意箇所等の頻度を明確化し、それ以外は適切な頻度で監視

(3) 診断の質の確保

- 必要な知識や技能を有する者が診断することとし、技術者の能力向上を促進

「重要管路」と「枝線」の考え方

診断区分の見直し(案)



健全度区分	状態
IV 緊急措置段階	構造物の安全性が低下する、又は低下する可能性が著しく高く、緊急に改築等の措置を講ずべき状態
III 早期措置段階	構造物の安全性が低下する可能性があり、早期に改築等の措置を講ずべき状態
II 要監視段階	構造物の安全性が低下していないが、異状の進行等を監視する必要がある、措置を講ずることが望ましい状態
I 健全	構造物の安全性が低下していない状態
診断保留	十分な点検ができない等、明確な診断が難しい状態 ※ 監視や路面下空間調査等、個別に対応方法を検討・実施

3. 構造に関する基準等

(1) リダンダンシー(多重性)の確保

- 災害・事故時の機能確保等のため、「重要管路」の水位を下げるできない箇所、複線化等による多重化を原則化

(2) メンテナビリティ(維持管理の容易性)の確保・向上

- 改築の機会を捉え、マンホールの間隔や構造を見直す等、維持管理の容易性を確保・向上することを原則化

(3) 要注意箇所への対策

- 新技術の活用を含め対策の実施を強化

4. 2つの「見える化」に向けた情報管理

- 維持管理の正確性や効率性の向上に向け、記録すべき情報を見直し、デジタル化を促進
- 市民の使用料負担等への理解促進に向け、老朽化状況や対策内容等の公表を推進

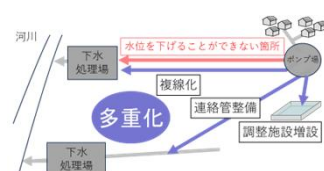
5. 管内作業の安全性確保

- 安全確保が何よりも優先されるという基本スタンスを再確認し、留意事項を徹底
- 点検技術の高度化・実用化を推進

重要管路における点検の強化

《現状》			《強化後》		
区分	頻度	方法	区分	頻度	方法
化学的弱点箇所	5年に1回以上	人々やTVカメラ等による目視	化学・力学・地盤的弱点が重なる箇所	3年に1回以上	人々やTVカメラ等による点検
上記以外	リスク等を踏まえ頻度を設定		腐食水素濃度が著しく高い箇所	5年に1回以上	厚膜測定等の定量点検
			化学的弱点箇所		
			力学弱点箇所		
			地盤的弱点箇所		
			上記以外	10年に1回以上	

リダンダンシー確保の取組例



下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議

- 管路メンテナンスの高度化に資する技術の現場実装・普及に向けて、自治体や業界団体等の各関係機関が連携して、技術的課題に基づく開発目標の設定を行うとともに、開発された技術が確実に現場実装されるためのビジネスモデルと図書・基準類を検討し、それらの作成の役割分担とスケジュールを検討。

主なスケジュール

- 令和7年度 第1回～第3回(10月～12月)
 ➤ 開発目標の設定(技術カテゴリA, B)
 第4回(3月)
 ➤ 普及に向けたロードマップの策定(技術カテゴリA)
 令和8年度 第5回(7月)
 ➤ ロードマップ進捗状況のフォローアップ(技術カテゴリA)
 今年度以降 ➤ ロードマップの策定(他技術)
 ➤ ロードマップ進捗状況のフォローアップ



第5回推進会議の様子(令和8年7月28日)

委員名簿(2026年7月時点)

	氏名	役職
委員長	加藤 裕之	中央大学 研究開発機構 機構教授
委員	近藤 雅	秋田県 建設部長
委員	北田 健夫	埼玉県 下水道事業管理者
委員	中井 宏	東京都 下水道局 計画調整部 技術開発担当部長
委員	茨木 誠	愛知県 建設局 治水防災対策監
委員	秋山 啓	札幌市 下水道河川局 事業推進部 管路担当部長
委員	井深 清	横浜市 下水道河川局 下水道管路部長
委員	田原 克泰	名古屋市 上下水道局 管路部長
委員	谷田 聡	京都市 上下水道局 下水道部長
委員	宮崎 博明	大阪市 建設局 下水道部長
委員	藤井 良和	福岡市 道路下水道局 総務部長
委員	高橋 栄一	行田市 都市整備部長
委員	古屋 健登	横須賀市 上下水道局 技術部長
委員	稲垣 裕亮	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会 会長
委員	深谷 渉	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 技術顧問
委員	原田 俊崇	公益社団法人 日本下水道協会 技術部長
委員	細谷 祐之	一般社団法人 日本管更生技術協会 理事兼事務局長
委員	友部 秀久	一般社団法人 日本管路更生工法品質確保協会 事務局長
委員	大森 由明	一般社団法人 日本下水道ファイバー技術協会 常務理事

<事務局>

- ・国土交通省(上下道審議官グループ及び国総研上下水道研究部)
- ・公益社団法人 日本下水道新技術機構

(敬称略)

高度化・実用化を目指す技術カテゴリ

第2回下水道管路メンテナンス技術の高度化・実用化推進会議資料(令和7年11月20日)を一部編集

技術カテゴリ		目的	主な技術
A 目視調査	A-1 調査難所の克服	管内の水位や流速などにより人が近づけない、もしくは現状の技術では調査が容易ではない箇所(調査難所)を調査可能とする	飛行式ドローン 浮流式カメラ 水上走行式カメラ
	A-2 管内No Entry (管内に入らない)	人が管路に入り調査している箇所(潜行目視)を、人ができる限り入らずに、潜行目視と同程度の精度で効率的に調査可能とする	
B 目視調査との組合せ技術	B-1 管厚・強度測定	目視調査で把握できない劣化を把握可能とする	打音調査 3D化技術
	B-2 空洞調査	深い位置に埋設された管路周辺の空洞を探索可能とする	レーダー探査
C センシング・モニタリング		テクニカルな「見える化」「見るべきもの見えるようにする」によりリスクを見逃さないメンテナビリティを向上させる	路面変状把握 光ファイバー センサー
D データ活用(AI画像診断)		作業の省力化・無人化	AI画像診断
E 管路更生		シールド工法等で施工された大口径管の改築技術を標準化する(現状は一件ごとの個別対応)	更生工法



ドローンによる目視調査



リバウンドハンマーによる打音調査等



貫入試験による空洞調査

技術開発の概要と実装の取組

技術開発の取組

AB-Cross (実規模実証)

実施における実規模実証

飛行式ドローン

【ドローンによる点検及びAI診断技術の高度化】

AIによる画像解析イメージ

応用研究 (下水道)

ラベルレベルの研究を終え、応用化に向けた開発段階にある研究

【ドローンによる点検】

①ドローン点検、自己位置推定
②センサーがH2Sに反応
③既存の管理システムにアドオンで連携可能
④デジタルツイン上で確認

上下水道科学研究費補助金

大学等の優れた科学研究を助成する競争的研究費制度

【光ファイバによる空洞検知】

検知イメージ

【水質情報（コンクリート管腐食に係わる細菌）を用いた下水管陥没リスクマッピング】

下水分析データ
モデルの適用

環境データ※
※水温等の下水水質、下水管渠勾配等

リスクマップ

社会実装に向けた取組

技術的助言

令和8年4月、自治体に対して、今後の下水道管路の点検にあたっては、ドローンなど人が管内に入らない手法を原則とするよう要請（通知発出）

上下水道DX技術カタログ

国内で導入実績のあるDX技術を掲載（189技術）

【宇宙ビッグデータやAIを用いた漏水リスク解析】

- 宇宙ビッグデータ、環境ビッグデータ、水道管路情報や漏水履歴等の様々な情報をもとに、AIを駆使することで、『漏水リスク』を解析
- 将来漏水するリスクが高いエリアの絞り込みが可能

約100mメッシュでの診断

仕様書や積算基準の整備

「管内No-Entry」の実現に向けたドローン等の技術の活用を標準とした仕様書や積算基準を整備

財政支援

【防災・安全交付金等】

下水道施設の計画的な改築を行うために必要な点検等が交付対象

【DX技術を活用した上下水道管路への交付税措置（R8-R9）】

DX技術を活用した点検に要する経費に対して、事業費の1/2を一般会計からの繰出の対象とし、その50%を交付税措置（上下水道DX技術カタログに掲載された技術が対象）

異分野参入の取組

上下水道業界と接点の少ない異業種企業との連携により、技術開発や社会実装を推進するため、上下水道関連団体と異業種企業とのマッチングイベントとして、「上下水道スタートアップチャレンジ」を開催



管内NoEntryに向けた取組

○熟練職員の減少や点検作業従事者の安全確保の観点から踏まえ、効率的かつ安全・確実な点検が実施されるよう、本年4月、自治体に対して、今後の下水道の点検にあたっては、**飛行式ドローンなど人が管内に入らない手法を原則とするよう要請。**

基本方針

- 下水道管理者は、管路内での点検を行うに当たっては、**人が管内に入って目視する潜行目視によらず、飛行式ドローンや浮流式カメラ、自走式テレビカメラ等の、人が管内に入らない手法を最優先して導入し、安全かつ効率的な実施に努める**こととする。
- **潜行目視は、飛行式ドローン等の調達が困難な場合や、点検に必要な精度が確保できないなど、他の方法によって目的を達成できない場合に限り選択**することとする。なお、その場合においても作業者の硫化水素中毒等に対する安全の確保を最優先することが必須であることは言うまでもない。

基本方針を受けた取組の実施にあたっての考え方

- 特に飛行式ドローンを用いた点検については、機器や操縦士の確保が十分でない等の理由により、民間企業による供給力が不足することも想定されることから、供給力に合わせた段階的・計画的な利用増加を図ることが重要。そのため、特に飛行式ドローン等のニーズが高いと考えられる以下の箇所において優先的な導入を推奨する。
 - ① 常時流量が多く、水位低下も容易ではないなど、潜行目視では調査困難な箇所にある管路
 - ② 硫化水素濃度が上がりやすい、雨天時に水位が急激に上がりやすい、水位低下可能な時間が限られるなど、管路内作業のリスクが大きい管路

上下水道政策の基本的なあり方検討会

- 2050年の社会経済情勢を見据え、強靱で持続的、また、多様な社会的要請に応える上下水道システムへ進化する方向性を議論するため、有識者、自治体等から構成される「上下水道政策の基本的なあり方検討会」を設置。
- これまでのとりまとめでは、事業運営の基盤強化に向け、「複数自治体による事業運営の一体化」をはじめとする広域連携や、多様なシステム・技術を組み合わせた「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」などを推進する方向性が示された。
- 現在、これまでの検討会の総まとめに向けた議論を進めており、今後、第3次とりまとめを策定・公表予定。また、改正下水道法に基づく国の基本方針の策定、水道法に基づく国の基本方針の改定に向けた議論を予定。

▼ 検討会のスケジュール

- 第1回** (R6.11)
- ・ 設置趣旨
 - ・ 検討会の進め方
 - ・ 2050年の姿と今後の上下水道に関する論点
- 第2回** (R7.1)
- ・ 上下水道の現状と課題
- 第3回** (R7.4)
- ・ 検討会の進め方の見直し
 - ・ 埼玉県八潮市における道路陥没事故の現状
 - ・ 上下水道の経営に関する今後の政策の方向性
- 第4回** (R7.5)
- ・ 上下水道の広域連携に関する今後の政策の方向性
- 第5回** (R7.6)
- ・ 第1次とりまとめ(案)の提示
- 第6回** (R7.9)
- ・ 上下水道における集約型・分散型に関する今後の方向性
- 第7回** (R7.10)
- ・ 上下水道における人材確保・育成に関する今後の方向性
 - ・ 第1次とりまとめを踏まえた取組
 - ・ 第2次とりまとめ(案)の提示
- 第8回** (R7.12)
- ・ 第2次とりまとめ(案)の提示
- R7.6.25 第1次とりまとめの公表**
- R8.1.20 第2次とりまとめの公表**

第9回 (R8.3)

- ・ 上下水道の脱炭素・資源利用の方向性

第10回 (R8.5)

- ・ 流域総合水管理における上下水道の今後の方向性
- ・ 水ビジネス海外展開・国際協力の今後の方向性

第11回 (R8.7)

- ・ 上下水道のイノベーション創出に向けた技術開発に関する今後の方向性
- ・ 第3次とりまとめ(案)の提示
- ・ 上下水道の基盤強化等に向けた国の基本方針の構成(案)

第12回 (R8.10予定)

- ・ 第3次とりまとめ(案)の提示
- ・ 上下水道の基盤強化等に向けた国の基本方針(案)

第3次とりまとめの公表(予定)※

※ 改正下水道法に基づく国の基本方針の策定、水道法に基づく国の基本方針の改定も予定



第11回検討会 R8.7.21

▼ 委員名簿

	氏名	所 属 (敬称略)
委員	滝 沢 智	東京都立大学都市環境学部 都市基盤環境学科 特任教授
	朝 日 ちさと	東京都立大学都市環境学部 都市政策科学科 教授
	池 道 彦	大阪大学大学院工学研究科 環境エネルギー工学専攻 教授
	石 田 紀彦	東京都水道局 浄水部長(特命担当部長兼務)
	浦 上 拓也	近畿大学経営学部経営学科 教授
	春日 郁 朗	東京大学先端科学技術研究センター 准教授
	家 壽 田 昌司	東京都下水道局 計画調整部長
	坂 本 武志	高根沢町 上下水道課長
	富 安 啓二	荒尾市企業局 局長兼総務課長
	難 波 悠	東洋大学大学院経済学研究科 公民連携専攻 教授
専門委員	野 澤 千 絵	明治大学政治経済学部 専任教授
	平 林 由希子	芝浦工業大学工学部土木工学課程 教授
	藤 原 拓	京都大学大学院地球環境学堂 教授
	横 田 明美	明治大学法学部 専任教授
	青 木 秀幸	公益社団法人日本水道協会 理事長
	岡 久 宏史	公益社団法人日本下水道協会 理事長
	北 尾 裕一	一般社団法人日本水道工業団体連合会 会長
	黒 田 憲司	地方共同法人日本下水道事業団 理事長
	石 井 晴夫	東洋大学 名誉教授
	白 水 照之	㈱日本政策投資銀行 地域調査部次長
オブザーバー	後 藤 友宏	総務省自治財政局 公営企業課長
	東 利 博	環境省水・大気環境局環境管理課 水道水質・衛生管理室長

第2次とりまとめ

「複数自治体による事業運営の一体化」と「集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置」

基本認識

事業運営

人口減少に伴う収入の減少、職員数の減少、維持管理業務の拡大
→ **広域連携**に伴う**事業規模拡大による業務執行体制の強化**を

施設配置

更新需要の増大、人口減少に伴うシステム効率の低下
→ **集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置**を

強靱で持続可能な上下水道インフラを次世代に守り継ぐ

という、将来に対する使命を果たす!!

取組の方向性

(1) 複数自治体による事業運営の一体化

執行体制の強化に向けた事業運営の一体化をはじめとする広域連携を国主導で推進

- ① 国の基本方針策定や各主体の責務の明確化、都道府県による広域連携の推進(都道府県による協議会の設置、広域連携推進のための計画策定)
- ② 様々な広域連携の取組を可能とする制度の充実(都道府県による公共下水道の管理や復旧代行、大都市等による維持修繕・改築代行制度)
- ③ 事業運営の一体化に向けた取組を支える財政支援(個別補助事業)
- ④ 事業運営の一体化に取り組みやすくする仕組み(資機材規格・仕様の統一、積算基準整備)
- ⑤ 事業運営の一体化の規模等の考え方とメリットの共有(都道府県単位やそれ以上の広がりも視野に入れ、少なくとも10万人程度の人口規模を確保)
- ⑥ 地元企業が長期的に安定して参画できる広域型の「水の官民連携」の推進(地元企業が主体的に参画できる仕組みづくり)

(2) 集約型・分散型のベストミックスによる施設の最適配置

人口減少により既存の集約型システムが非効率となる地域は、多様なシステム・技術を組み合わせ、分散化など「施設の最適配置」を推進

- ① 給水区域内の集約型と分散型のベストミックスの実現(分散型を導入する場合の考え方、制度上の位置づけ、手続き等の整理)
 - ② 分散型システムのDX技術開発、効率的な維持管理手法の構築(分散型システムの技術開発の推進、広域連携や他のインフラ分野との連携)
 - ③ 小規模水道の今後のあり方(全ての国民が将来にわたり持続的に安心して水を使用できるよう、水道法適用外の水道を含む小規模水道のあり方をナショナルミニマム確保の観点から引き続き検討)
- 【水 道】
- ① 汚水処理システム全体の最適化(集約型・分散型のベストミックス)(下水道整備予定区域を厳選する考え方の提示、ベストミックスの再点検)
 - ② 下水道区域の縮小・廃止に係る手続きの明確化(分散型システムに転換する手続きの明確化)
- 【下 水 道】

(3) 上下水道を将来に繋ぐための人材確保・育成

- ① 人材確保に向けた広報手法の確立と産学官連携体制の構築(リアルな広報、モデル事業)
- ② 生産性向上による処遇・労働環境改善(DX実装、積算基準整備)
- ③ 広域的な人材確保・育成のネットワーク構築(他分野連携、専門人材プール機能の活用)

(4) 老朽化対策を着実に進める経営の実現

- ① 危機感を共有する経営課題の見える化(維持管理情報の公表)
- ② 更新を見据えた適正な料金設定の考え方の明確化(算定基準の明確化や収支見通しの公表)
- ③ 経営基盤強化の加速化(国土強靱化、事業運営の一体化、分散化、複線化等への財政支援)

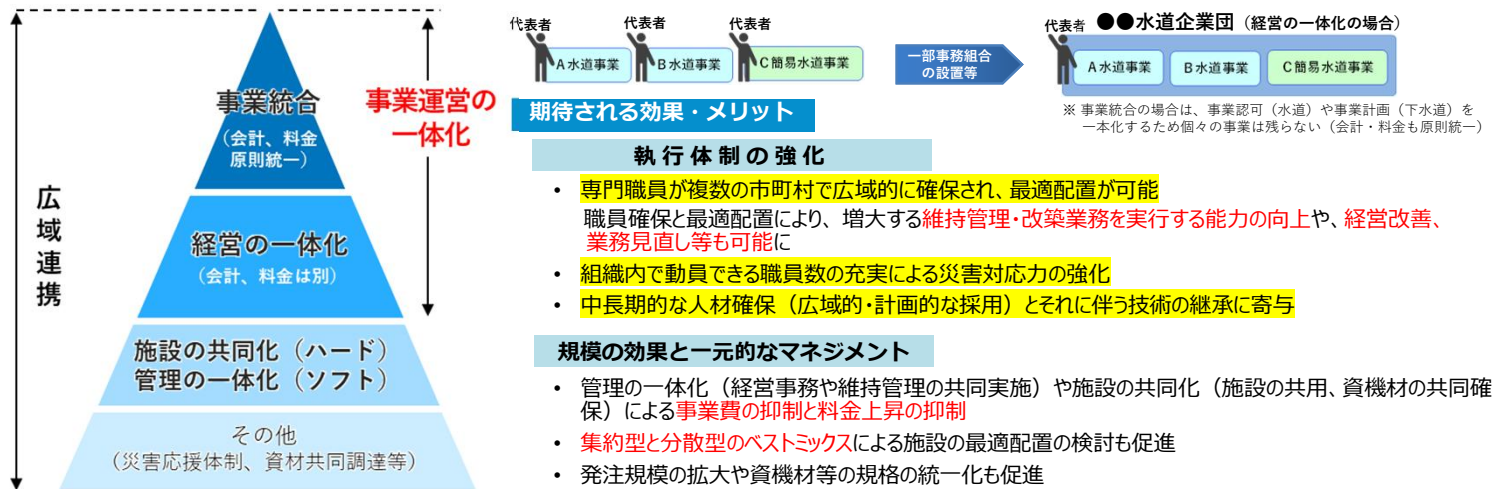


事業運営の一体化と施設の最適配置(イメージ)

上下水道の「複数自治体による事業運営の一体化」の推進

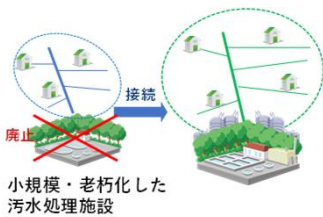
- 広域連携には様々なレベルがあるが、経営基盤の強化の観点からは、経営主体が単一となり、経営資源(ヒト・モノ・カネ)を一元的に管理する「**複数自治体による事業運営の一体化**」(事業統合または経営の一体化)を特に推進する必要
- 事業運営の一体化により、執行体制の強化、運営規模の拡大、一元的なマネジメントが図られ、事業体・住民・産業界全体への多様な効果・メリットを期待

事業運営の一体化(事業統合または経営の一体化)

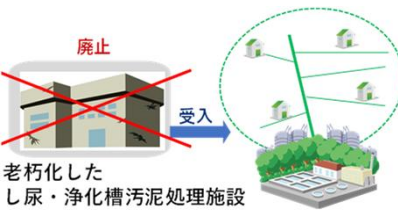


施設の共同化(ハード)

- ・ 污水处理施設の統廃合

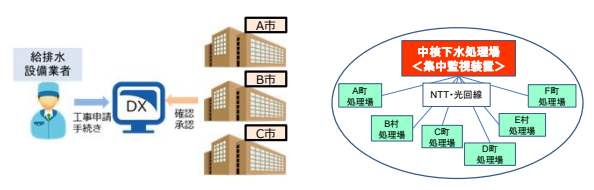


- ・ し尿・浄化槽汚泥の受入



管理の一体化(ソフト)

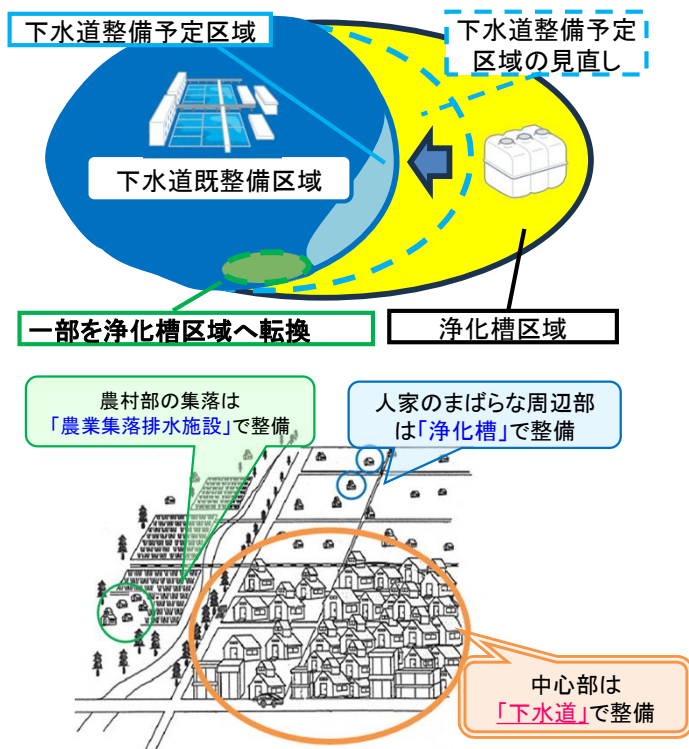
- ・ 維持管理業務の共同発注や水質検査等の事務委託
- ・ 台帳、給排水工事申請、集中監視など各種システムの統一



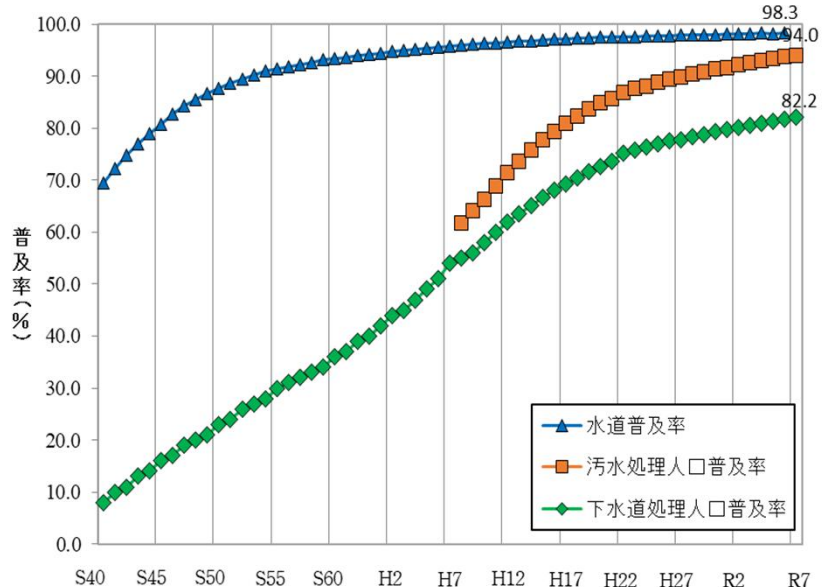
污水处理施設の最適化

- 令和7年度末の下水道、農業集落排水、浄化槽等を合わせた污水处理人口普及率は約94.0%に。
- 将来の人口減少を考慮し、下水道は整備効率が確実に発現する地域に限定するとともに、既整備区域を含め浄化槽区域に転換するなど、污水处理施設の最適化を推進。

污水处理施設の最適化イメージ



水道の普及率(R6年度時点)、污水处理人口普及率と下水道処理人口普及率の推移(R7年度時点)



汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会

- 汚水処理施設の最適化や広域連携における事業運営の一体化について検討を行うことを目的として、学識経験者、地方公共団体、関係団体からなる「汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に向けた検討会」を令和8年3月13日に設置。
- 今後、人口や職員の減少、施設の老朽化が一層進むことが見込まれており、汚水処理事業の基盤強化に向けて、本検討会を設置し、取組の方向性や具体的な方策などの検討を行うもの。

主なスケジュール

令和8年 3月13日 第1回検討会
令和8年 5月26日 第2回検討会
令和8年 7月30日 第3回検討会



令和8年秋頃 ガイドライン(案)の策定



第3回検討会の様子(令和8年7月30日)

委員名簿(2026年7月時点)

	氏 名	役 職
委員長	浦上 拓也	近畿大学 経営学部経営学科 教授
委 員	佐藤 弘泰	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 教授
委 員	足立 泰美	甲南大学 経済学部 教授
委 員	山崎 宏史	東洋大学 理工学部都市環境デザイン学科 教授
委 員	治多 伸介	愛媛大学 農学研究科 教授
委 員	藤城 正裕	愛知県 建設局上下水道課長
委 員	石田 勝一	福井県 土木部河川課上下水道室長
委 員	綾織 孝文	鹿児島県 土木部都市計画課上下水道室長
委 員	松本 実	福岡県北九州市 上下水道局下水道部下水道計画課長
委 員	小田 武文	福岡県芦屋町 都市整備課長
委 員	外岡 伸一	千葉県市川市 下水道部下水道建設課長
委 員	永吉 由貴夫	宮崎県三股町 環境水道課長
委 員	前川 幸大	富山県富山市 上下水道局上下水道課 主幹
委 員	廣田 哲也	静岡県南伊豆町 生活環境課長
委 員	嘉戸 重仁	地方共同法人日本下水道事業団 ソリューション推進部PPP・広域化推進課長

(敬称略)

<事務局> 国土交通省下水道事業課、総務省準公営企業室、農林水産省地域整備課、
水産庁計画・海業政策課、環境省浄化槽推進室

<オブザーバー> 国土交通省都市計画課

汚水処理施設の最適化

将来の人口減少や整備効果の確保を考慮し、早期整備や下水道から浄化槽への転換のために必要となる検討方針や見直し方法等をまとめた、汚水処理施設の最適化に関するガイドラインを公表する。

今後の下水道整備(整備済み区域・整備予定区域)が必要な視点・考え方(案)

【将来の人口減少】

現在の整備計画で設定している将来の人口予測と、最新の将来人口予測(例えば20年後といった、長期・短期過ぎない時点を設定)の間に大幅な乖離がない地域、著しい人口減少の見通しがない地域。

【整備効果の確保】

早期に整備できる手法があることや、合併処理浄化槽での処理人口割合が低く、下水道への接続意思が高いなど、整備効果の発現が確実な地域。

【まちづくりとの連携】

将来のまちづくり(国家・広域的なプロジェクトとしての高度な産業立地、製造業・商業などの産業集積、居住の拠点となるようなエリアづくり等)の観点から下水道整備が必要となる地域。

【下水道の事業運営】

複数の財源を組み合わせ、対象地域の整備以外でも下水道区域全体として老朽化対策が着実に実行される見通しがあるなど、健全な事業運営が図られること。

広域連携の推進

広域連携推進の計画づくりの進め方や、事業運営の一体化の具体的な検討スキーム、業務・事務の共同化、施設の統廃合等を示す広域連携の推進に関するガイドラインを公表する。

ガイドライン作成の主な観点(例)

広域連携推進の計画づくりを円滑に進められるようにすること。

事業運営の一体化の手法や必要性の理解促進を図ること。

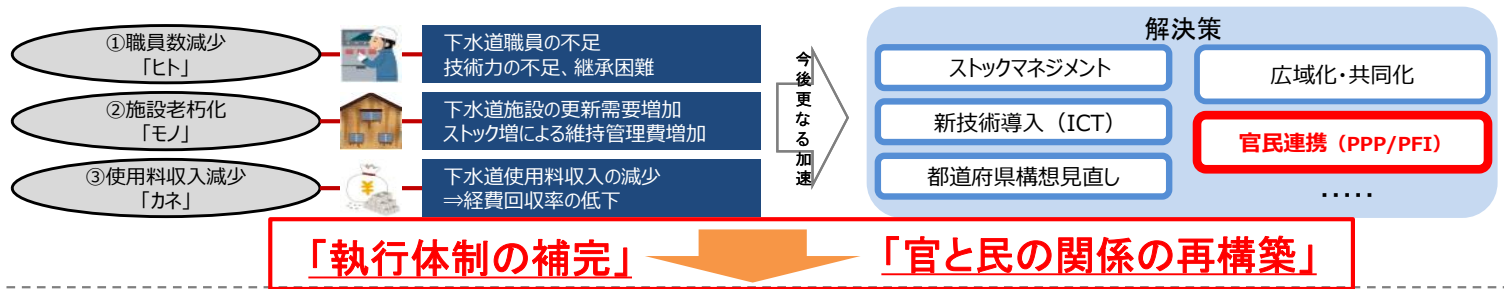
事業運営の一体化を実現するための手順、各段階で検討すべき事項や法手続き等を整理し、分かりやすく明示すること。

上下水道分野の「水の官民連携」(ウォーターPPP)推進

なぜ「水の官民連携」が必要なのか？

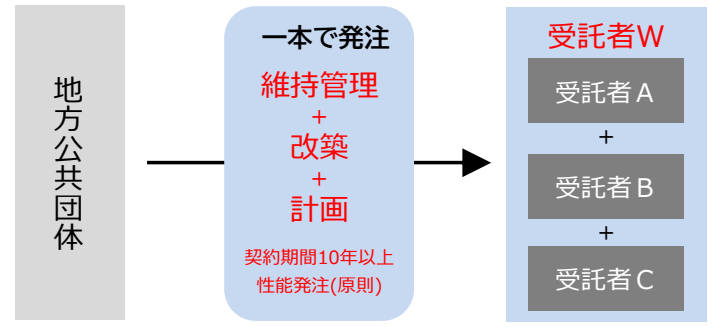
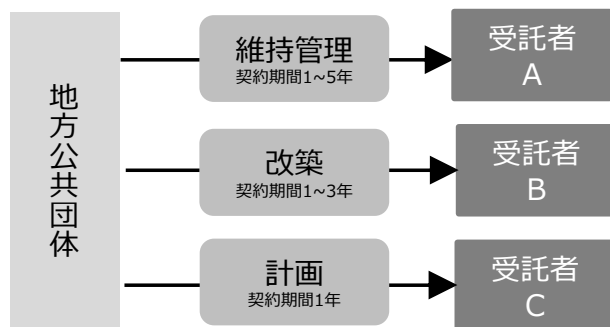
概要とポイント・留意点

(参考)「水の官民連携」の必要性和イメージ



従来の業務形態
～個別発注～

これからの業務形態
～「水の官民連携」～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかり投資がしづらい。
性能発注が原則でないため、創意工夫の余地が少ない。

- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
▶管理の質の向上を期待
- 契約期間が長期 ▶ スケールメリットが大きく、長期的な観点から設備投資を行うことが可能
- 性能発注が原則 ▶ 民間の創意工夫が発揮しやすい
- 各取組間での連携がスムーズ ▶ 事業の効率化、自治体の労力減

- 「水の官民連携」は、コンセッション方式と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称であり、令和13年度までに、水道100件・下水道100件※の具体化を狙う。 ※下水道の目標引き上げについてはR8年中に結論を得る。
- ガイドラインの整備、有識者の助言等を受けて意見交換する「水の官民連携」分科会の開催、導入検討費補助等により、地方公共団体の導入の検討を支援。
- 国土強靱化や広域連携の取組と整合性を取りつつ、質の高い「水の官民連携」を推進できるよう制度的な検討を進める。

■「水の官民連携」の概要

「水の官民連携」		
公共施設等運営事業 (コンセッション方式) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]	複数年度・複数業務 による民間委託 [レベル1～3]
長期契約(10～20年)	長期契約(原則10年)	短期契約(3～5年程度)
性能発注	性能発注	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事	
	【更新支援型の場合】 更新計画案やCM	
運営権(抵当権設定)		
利用料金直接収受		

【「PPP/PFI推進アクションプラン(令和8年改定版)」(R8.6.11)抜粋】

汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、「水の官民連携」(ウォーターPPP)導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。その際、市町村ごとの委託による小規模案件の乱立等により、事業の広域化が妨げられることのないよう要件の制度設計を行う。このことについて、地方公共団体に周知し、「水の官民連携」の導入検討の促進を図る。以上の取組を前提としつつ、10年ターゲット目標の引き上げについては、令和8年中に結論を得る。

■「水の官民連携」の実施状況(R8.4.1時点)

○ 上下水道分野で19件が事業実施中

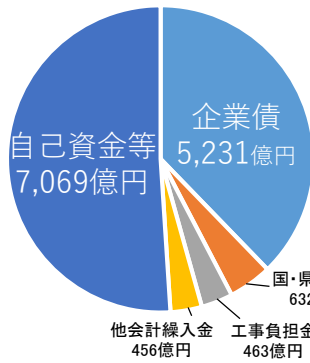
No	都道府県	地方公共団体	開始時期	方式(レベル)	水道	工業用水道	下水道
1	宮城県	宮城県	R4.4	4	○	○	○
2		利府町	R7.4	3.5	○		○
3		七ヶ浜町	R8.4	3.5			○
4	茨城県	守谷市	R5.4	3.5	○		○
5		三浦市	R5.4	4			○
6	神奈川県	神奈川県(箱根地区)	R6.4	3.5	○		
7		葉山町	R8.4	3.5			○
8	石川県	宝達志水町	R8.4	3.5			○
9	静岡県	浜松市	H30.4	4			○
10		富士市	R8.1	3.5			○
11	愛知県	愛知県	R7.12	4	○	○	
12	京都府	城陽市	R8.4	3.5	○		○
13		大阪市	R7.9	3.5			○
14		河内長野市※	R8.4	3.5			○
15	大阪府	大阪狭山市※	R8.4	3.5			○
16		宇部市	R8.4	4			○
17	高知県	須崎市	R2.4	4			○
18	熊本県	荒尾市	R8.4	3.5	○		
19	沖縄県	宜野湾市	R8.4	3.5			○

※ 河内長野市及び大阪狭山市は共同発注

水道事業の料金回収等に関する状況

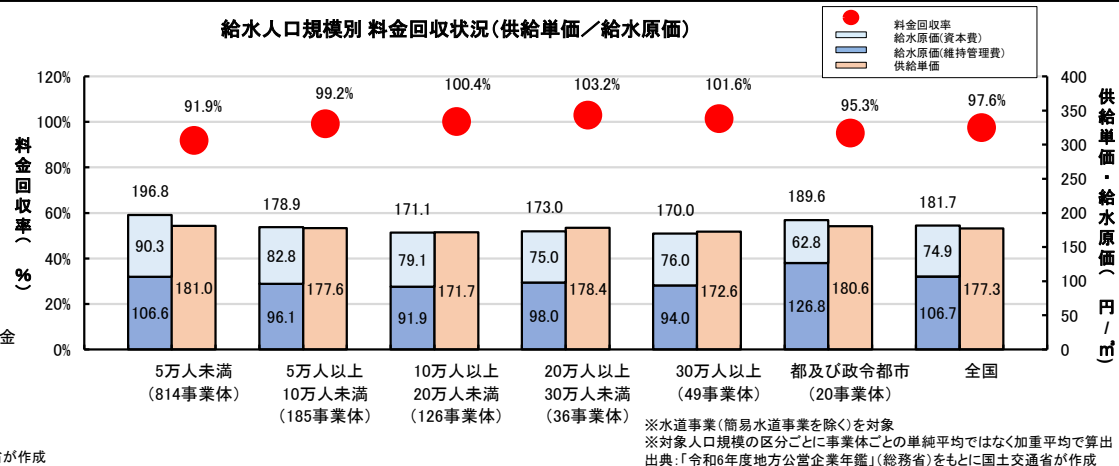
- 水道事業の建設投資の財源については、水道料金等を原資とする自己資金等が大きなウェイトを占める。
- 小規模な水道事業ほど、給水原価が供給単価を上回る傾向にある(＝原価割れしている)。
- 水道料金の平均は近年わずかに上昇傾向にあるが、原価割れの状況を改善するには至っていない。

水道事業建設投資額の財源(13,849億円)

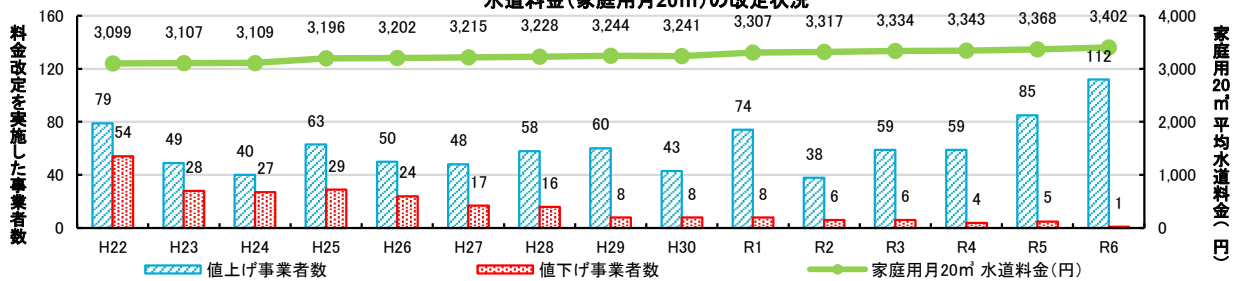


※水道事業(簡易水道事業を除く)を対象
出典:「令和6年度地方公営企業年鑑」(総務省)をもとに国土交通省が作成

給水人口規模別 料金回収状況(供給単価/給水原価)



水道料金(家庭用月20㎡)の改定状況

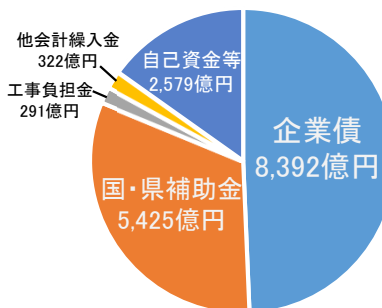


※水道事業(簡易水道事業を除く)を対象
出典:「水道料金表」(公益社団法人日本水道協会)をもとに国土交通省が作成

下水道事業の使用料回収等に関する状況

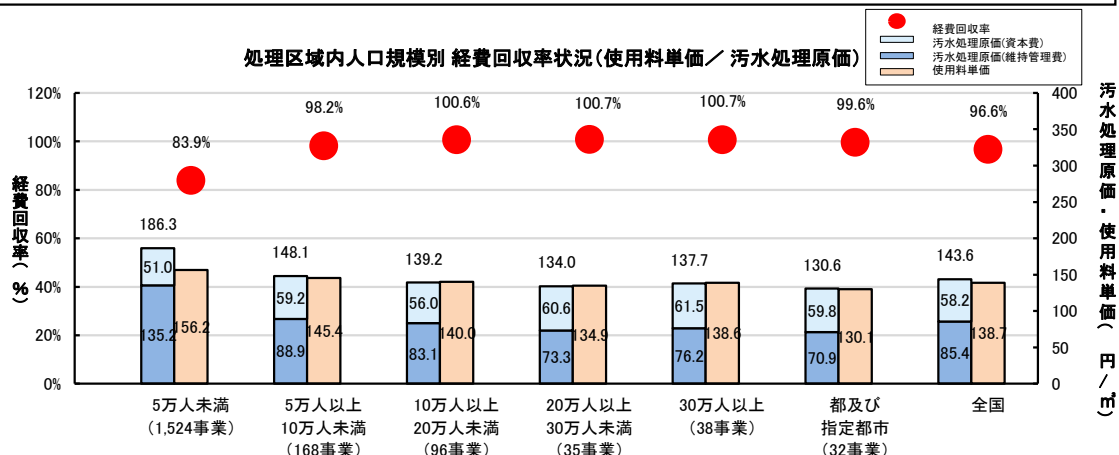
- 下水道事業の建設投資の財源については、企業債や補助金(国・県)が大きなウェイトを占める。
 - 小規模な下水道事業ほど、汚水処理原価が使用料単価を上回る傾向にある(＝原価割れしている)。
 - 下水道使用料については消費税増税があったH26,R1年度に使用料改定を実施している事業者が多い。
- 平均使用料については右肩上がりで推移。

下水道事業建設投資額の財源(17,010億円)

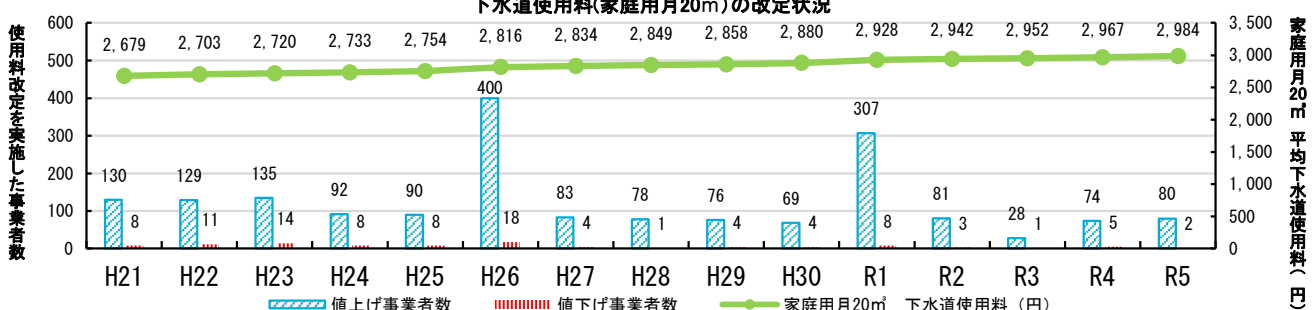


※公共下水道事業(特環、特公を含む)及び流域下水道事業を対象
出典:「令和6年度地方公営企業年鑑」(総務省)をもとに国土交通省が作成

処理区域内人口規模別 経費回収率状況(使用料単価/汚水処理原価)



下水道使用料(家庭用月20㎡)の改定状況



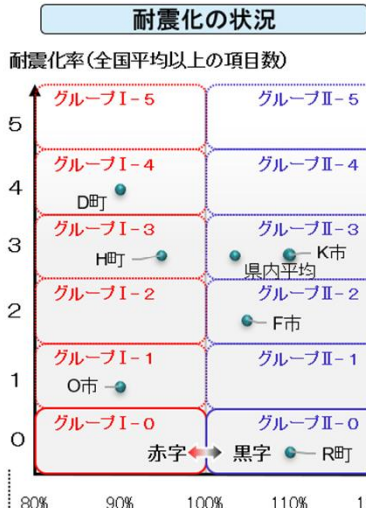
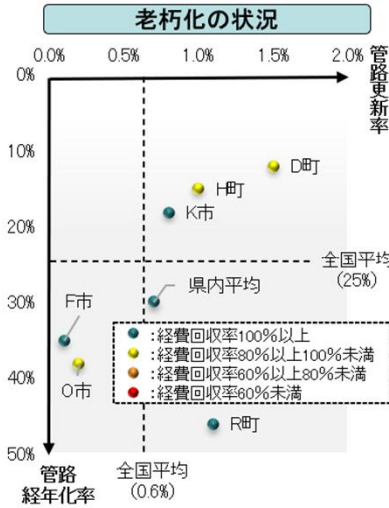
※公共下水道事業(特定公共下水道事業を除く)を対象
出典:下水道統計(公益社団法人日本下水道協会)をもとに国土交通省が作成

「水道カルテ」「下水道カルテ」

- 水道事業の運営基盤の強化を図る観点から、自治体ごとの経営状況及び施設の耐震化状況を「見える化」し、自治体が対策を検討する契機とするとともに住民が地域の水道事業の現状を知るツールとするため、「水道カルテ」を令和6年12月に公表し、老朽化の状況についても「見える化」する改定版を令和8年7月30日に公表。
- 併せて、下水道事業の経営状況及び施設の老朽化・耐震化の状況を「見える化」する「下水道カルテ」を新たに公表。

「下水道カルテ」イメージ図

①各自治体の分布図(都道府県別)



②各自治体の数値一覧表(都道府県別)

事業主体名		全国平均	県内平均	H市	F市	R市	K市	O市	D市	
グループ			Ⅱ-3	Ⅰ-3	Ⅱ-2	Ⅱ-0	Ⅱ-3	Ⅰ-1	Ⅰ-4	
経費回収率 (加重平均)			104%	95%	105%	110%	110%	90%	90%	
<参考> 1か月の下水道使用料			3,397円	4,210円	3,124円	3,597円	4,067円	3,145円	3,457円	
耐震化	急所施設	下水道管路の耐震化率	72%	62%	30%	30%	60%	95%	40%	60%
		下水道処理場の耐震化率	48%	47%	60%	40%	45%	75%	10%	-
		ポンプ場の耐震化率	46%	49%	35%	40%	20%	10%	60%	70%
	重要施設に接続する管路等	下水道管路の耐震化率	51%	-	60%	100%	0%	0%	0%	100%
	ポンプ場の耐震化率	44%	61%	50%	-	40%	95%	0%	100%	
耐震化率 (全国平均以上の項目数) 3320314										
老朽化	管路経年率	25%	30%	15%	35%	46%	18%	38%	12%	
	管路更新率	0.6%	0.7%	1.0%	0.1%	1.1%	0.8%	0.2%	1.5%	
	<参考>令和3～5年までに調査を実施し、緊急度Ⅰ判定となった管路のうち、対策未実施の延長(km)									
	-	-	-	-	-	-	-	-		

上下水道管路の経年化の現状と課題

○水道の管路経年化率は25.3%※1まで上昇、管路更新率は0.61%(令和5年度)

※1 全管路延長約74.6万kmに占める法定耐用年数(40年)を超えた延長約18.9万kmの割合

- 令和5年度の更新実績 : 更新延長4,547km、更新率0.61%
- 60年で更新する場合※2 : 更新延長約9,450km、更新率1.27%必要

※2 法定耐用年数を超えた管路約18.9万kmを今後20年間(令和6～25年度)で更新する場合

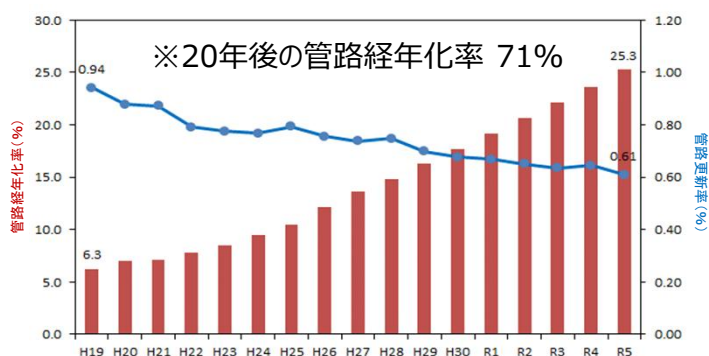
○下水道の管路経年化率は8.2%※3まで上昇、管路更新率は0.14%(令和6年度)

※3 全管路延長約50万kmに占める標準耐用年数(50年)を超えた延長約4万kmの割合

- 令和6年度の更新実績 : 更新延長689km、更新率0.14%
- 75年で改築する場合※4 : 更新延長約1.6千km、更新率0.32%必要

※4 標準耐用年数を超えた管路約4万kmを今後25年間(令和7～31年度)で更新する場合

水道の経年化率、更新率



管路経年化率(%) = 耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

下水道の経年化率、更新率



管路更新率(%) = 更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

令和6年能登半島地震・大雨に伴う上下水道施設の対応状況

- 上下水道については断水解消、機能確保済み。本復旧に向けて、順次、詳細設計、工事実施中。
- 水道施設の本復旧に必要な漏水調査を効率的、効果的に実施するために、衛星技術やデジタル技術を活用。
- 珠洲市を実証フィールドとして、分散型システムに関する新技術の実証事業を実施。
- 能登上下水道復興支援室にて、各市町の詳細設計、発注の技術的支援、不調などに関する相談等を実施。

○能登6市町における、上下水道の本復旧に向けた取り組み

七尾市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
輪島市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・詳細設計完了後、上下水道の合冊発注を実施
珠洲市	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中 ・住宅向け小規模分散型水循環システムの技術検証を実施中 ・浄化槽で復旧するため、管路撤去・公共下水道区域の廃止手続きを完了
志賀町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
穴水町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中
能登町	・詳細設計が完了した箇所から、順次、本復旧工事発注中

○衛星技術を活用した漏水調査

能登地方6市町で人工衛星を用いた漏水可能性箇所の絞り込み調査を実施



○分散型システムに関する実証事業

■石川県珠洲市を実証フィールドとした上下水道の新技術実証事業

分散型システムについては、新しい技術が開発されてきており、これらの技術の信頼性や維持管理のあり方、経済性等を検証するため、実証事業を実施中。
(※) 珠洲市善野地区については、令和7年度末に、小規模分散型水循環システムを設置し、生活用水の供給を開始。

■分散型システム

人口動態等を踏まえた施設規模の適正化が可能



■分散型水循環システム設置(イメージ)



○下水道区域から浄化槽区域への見直し

下水道施設に基大な被害が発生したことから、復旧にあたり一部地域で下水道区域から浄化槽区域への転換を決定。設置スペース等の調整後、順次、浄化槽設置工事を実施。現状は仮設浄化槽を設置して応急復旧済。

■現地調査(操作盤損傷)



■仮設浄化槽の設置



令和8年熊本地震における上下水道施設の被害・復旧状況

【水道】

- 最大断水戸数は、4県(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県)で約10.8万戸。
- 全国の自治体職員及び工事業者など水道技術者を派遣(最大78班約270名)し、応急復旧作業を実施。
- **8月末で水道本管の応急復旧が完了。**
- 国土交通省、日本水道協会、自衛隊において、全国からプッシュ型で支援するよう、給水車を確保。
- 避難所・医療機関に加え、新たに福祉施設などの重要施設における給水ニーズを把握し、優先度を踏まえ応急給水を実施。

【下水道】

- 国土交通省、全国の自治体※、日本下水道事業団より下水道技術者を派遣し、点検・応急復旧作業を実施。
- ※日本下水道協会の全国の相互支援ルールに基づき派遣

- **8月中旬に点検・応急復旧が完了。**

令和8年8月末時点

■給水車による応急給水の実施



■応急復旧に向けた支援自治体への説明会実施



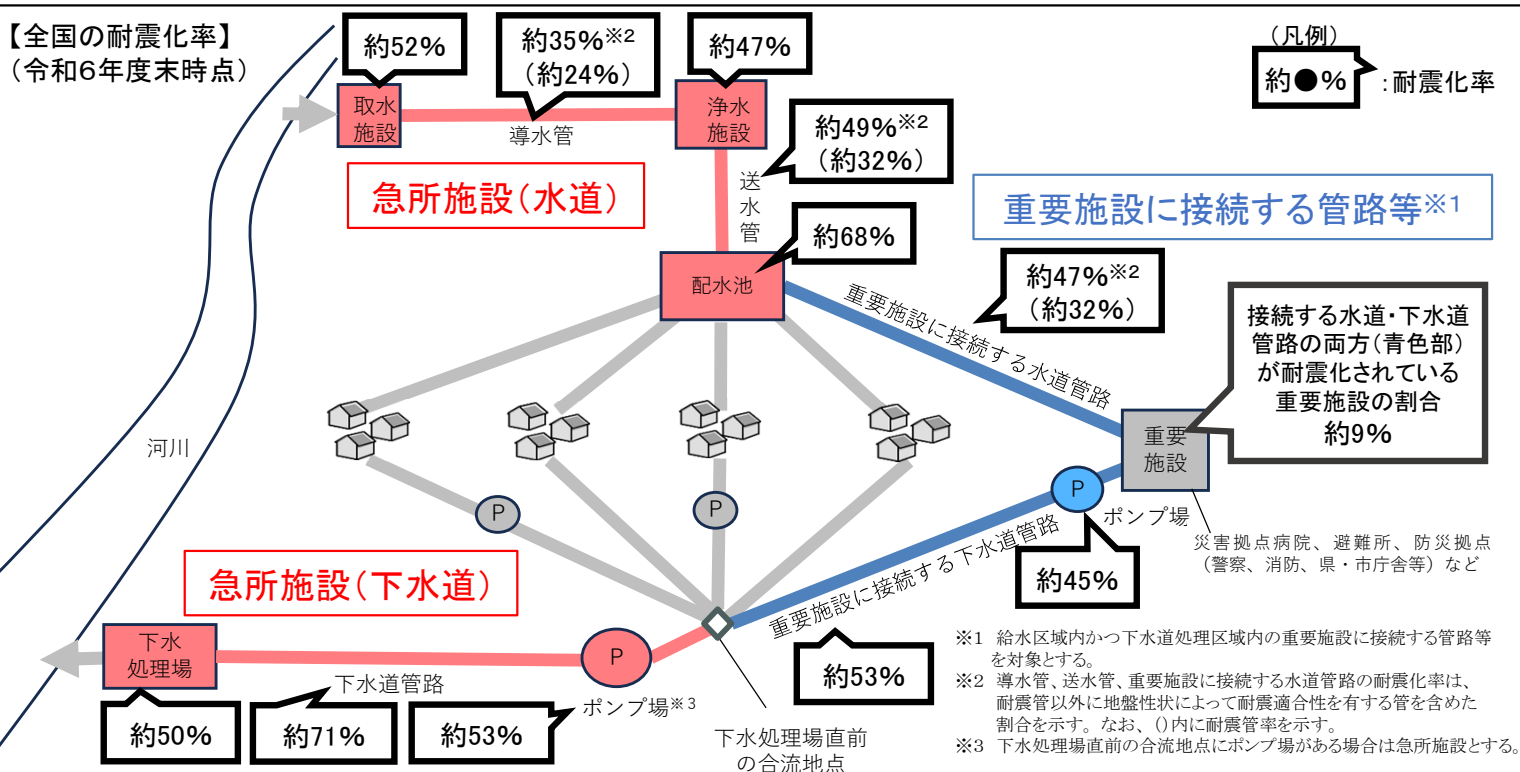
■マンホールの軽微な浮上



上下水道施設の耐震化状況（令和6年度末時点）

- 能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「**急所施設**」（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化状況について、点検を実施した。
- 引き続き、上下水道耐震化計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、上下水道施設の耐震化を計画的・集中的に推進する。

【全国の耐震化率】
（令和6年度末時点）

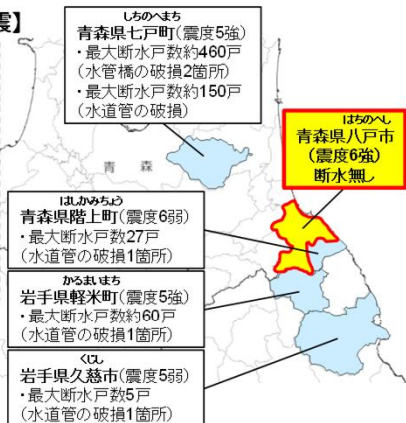


八戸市による水道施設の耐震化の取組について

- 令和7年12月8日に青森県東方沖を震源とする地震が発生し、**青森県八戸市において最大震度6強**を観測。
- 令和8年6月25日に岩手県沖を震源とする地震が発生し、**青森県八戸市において最大震度6弱**を観測。
- 青森県八戸市（昭和61年以降は八戸圏域水道企業団）は、昭和43年の十勝沖地震での断水経験を踏まえ、**管路の耐震化等を積極的に推進し、周辺の被害があった市町村や全国平均よりも耐震管率が高い。**
- 結果として**青森県八戸市においては、断水が発生しなかった。**

【青森県東方沖を震源とする地震】

- 発生日時
令和7年12月8日23時15分
- 震源地
青森県東方沖
- 地震の規模
マグニチュード7.5
- 最大震度
6強（青森県八戸市）
- 最大断水戸数
約700戸



【青森県八戸市（昭和61年以降は八戸圏域水道企業団）の取組】

○耐震管の開発と採用

昭和43年十勝沖地震において市内全域の断水を経験し、メーカーと共同開発を行い耐震管（S形ダクトイル鉄管）を開発。積極的に耐震管による管路の耐震化を推進。

○施設整備状況

ダクトイル鉄管（耐震継手）にて、着実な管路更新を実施。

年度	更新延長
R2	14,079m
R3	11,434m
R4	12,644m
R5	14,396m
R6	8,845m



耐震型ダクトイル鉄管採用50周年セミナー
（新耐震管GXφ500吊り上げ）

耐震管の布設工事

【岩手県沖を震源とする地震】

- 発生日時
令和8年6月25日7時30分
- 震源地
岩手県沖
- 地震の規模
マグニチュード7.2
- 最大震度
6強（青森県階上町）
- 最大断水戸数
73戸



○管路の耐震化状況（国土交通省調査結果（R6年度末時点））

	八戸圏域 水道企業団 耐震管率	七戸町 耐震管率	軽米町 耐震管率	久慈市 耐震管率	（参考） 全国平均値 耐震管率
導水管	76%	42%	13%	45%	24%
送水管	85%	0%	12%	29%	32%
重要施設に接続 する管路	62%	23%	0%	6%	32%

下水道による浸水対策の推進

- 近年、気候変動による降雨量の増加や都市化の進展等に伴い、**内水氾濫の被害リスクが増大**。
- 気候変動の影響を踏まえ、メリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した「雨水管理総合計画」を策定。
- 流域治水の考え方を踏まえ、**ハード・ソフトの両面から下水道による浸水対策やリスクの高い下水道施設の耐水化に取り組み、安全で安心なまちづくりを実現**。

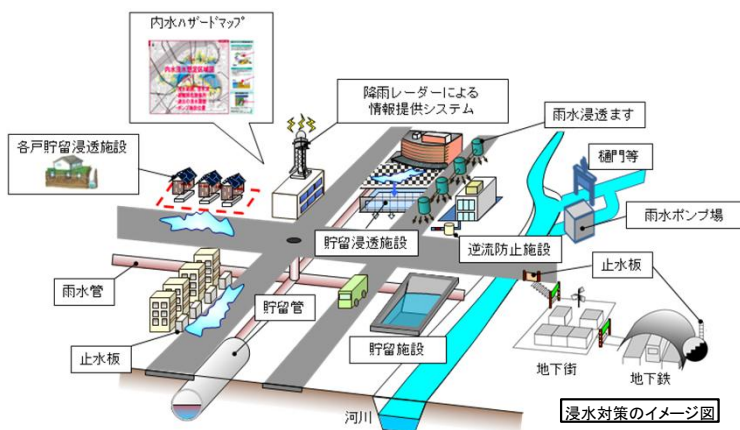
現在の取組

ハード対策の加速化

- 雨水幹線、ポンプ施設の整備
- 雨水貯留浸透施設の整備
- 雨水貯留管の整備
- 下水道施設の耐水化 など

ソフト対策の充実

- 樋門等の操作規則の策定
- 内水ハザードマップの公表
- 水位情報等のリアルタイム情報提供の促進 など



整備効果(令和7年9月豪雨)

- 実施主体: 愛知県岡崎市
- 実施場所: 愛知県岡崎市(六名地区)
- 災害の外力、被害と効果:

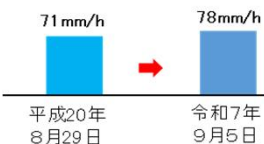
平成20年8月29日の大雨では、当該地区で床上浸水270戸、床下浸水710戸もの甚大な被害が発生したが、雨水ポンプ場の整備により、令和7年9月5日の大雨では、床上・床下浸水の被害がなく、浸水被害を防止。



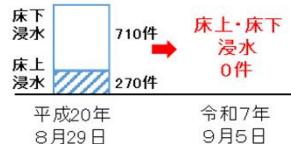
六名雨水ポンプ場

<効果>

時間最大降雨量



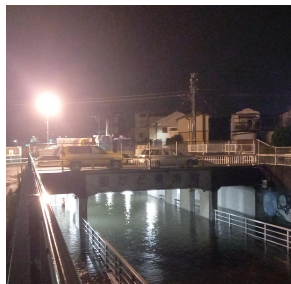
浸水被害



令和8年8月千葉豪雨を受けた対応(8月25日時点)

- 令和8年8月千葉豪雨では、千葉市中央区で最大1時間降雨量115mmを観測するなど、**千葉県内の広範囲で大雨となり、甚大な浸水被害が発生**。
- 8月21日、関係閣僚会議の高市総理の指示を受け、金子国土交通大臣より**全国の都市部における内水氾濫発生リスクの周知徹底を図ること等について指示**。
- これを受け、8月24日付で**地方公共団体向けに内水浸水想定区域図の作成・公表について通知**。また、市町と連携し、**被害把握と原因分析を進める**。

被害状況



千葉駅前の冠水(千葉市) アンダーパス部冠水(鎌ヶ谷市)

人的被害			
死者	行方不明	重症者	軽傷者
13人	1人	2人	44人

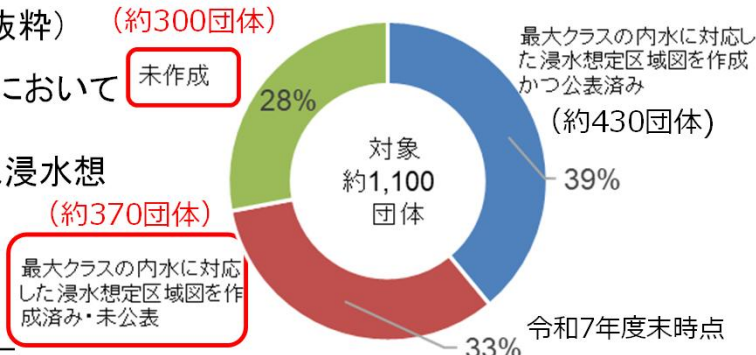
住家被害				
全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
3棟	302棟	87棟	2218棟	1987棟

8/25 時点 第7回千葉県災害対策本部会議資料より作成

内水浸水想定区域図の作成

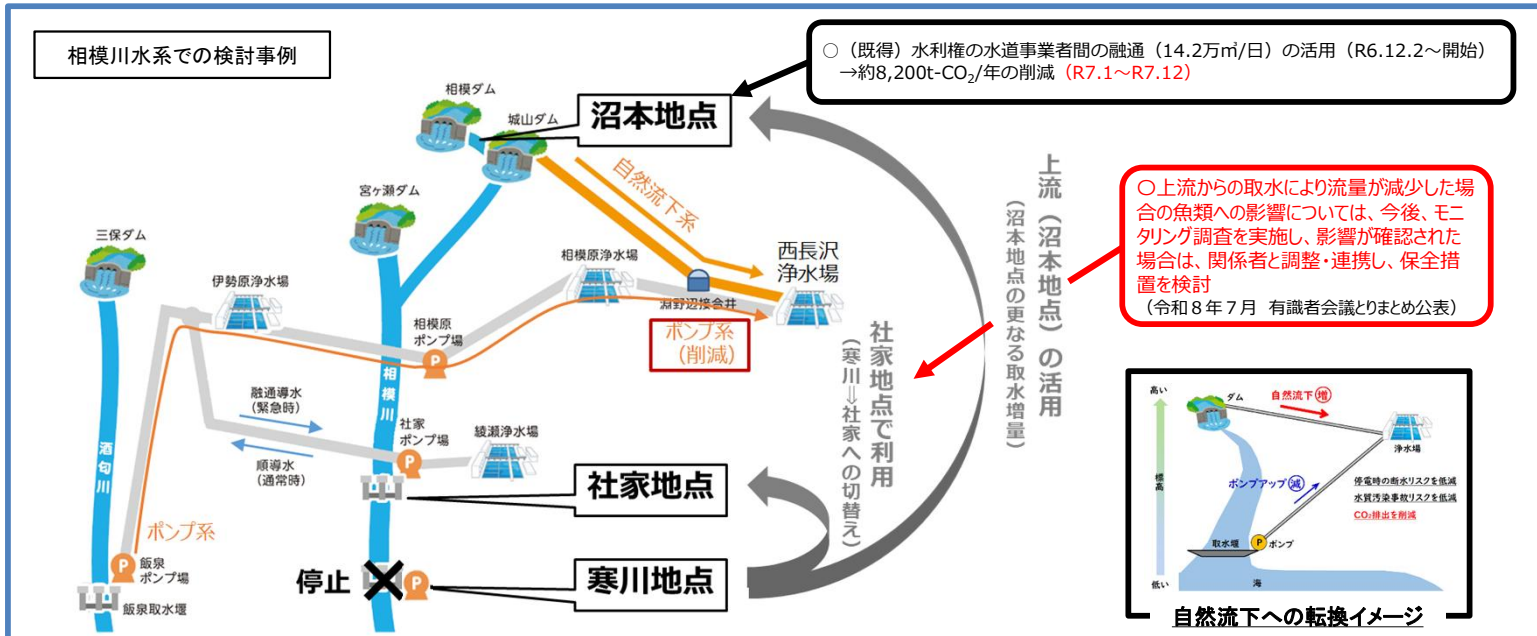
内水浸水想定区域図の作成・公表に関する通知(抜粋) (約300団体)

- 内水浸水想定区域図を作成済みで未公表の団体においては、速やかに公表すること
- 未作成の団体においては、次期出水期までに内水浸水想定区域図の作成・公表をすること



上流からの取水の推進

- 人口減少などの課題の解決に向け、地域の実情に応じた広域連携を推進し、上下水道の基盤強化が必要。加えて、カーボンニュートラルに資する上流からの取水などにより自然エネルギーを活用した省エネ化の取組が必要。
- 神奈川県や愛知県などをモデル流域とし、上流からの取水による省エネ効果の検討や減水区間の発生による河川環境への影響など施策を進める上での課題整理や対応策などの検討を推進。
- 上流からの取水による省エネ効果評価手法等をマニュアル類へ反映し、さらなる横展開をはかっていく。



出典：神奈川県内広域水道企業団資料を一部加工

栄養塩類の能動的運転管理の推進

- 豊かな海の再生や生物多様性の保全に向け、近傍海域の水質環境基準の達成・維持を前提として、関係機関等の要望に基づき、**栄養塩類の増加が求められる時期に下水放流水に含まれる栄養塩類濃度を上げる能動的運転管理を推進。**
- 栄養塩類の能動的運転管理は、**45都市79処理場で実施・試行中。**（令和7年度末時点）
- 能動的運転管理を実施する際に留意すべき事項等を取りまとめた「栄養塩類の能動的運転管理の効果的な実施に向けたガイドライン（案）」を令和5年3月に公表。
- 令和5年度から有識者検討会による議論を進め、令和7年12月に検討結果を取りまとめ・公表。
- とりまとめ結果を踏まえ、より柔軟な能動的運転管理の実施に向けた措置を講じるとともに、「流域別下水道整備総合計画 指針と解説」の改定に向けた検討を開始。
- 令和8年5月に、栄養塩類の増加が求められる時期において**放流水質の上限を緩和する制度改善を実施。**

栄養塩類の能動的運転管理の導入状況
(令和7年度末現在)

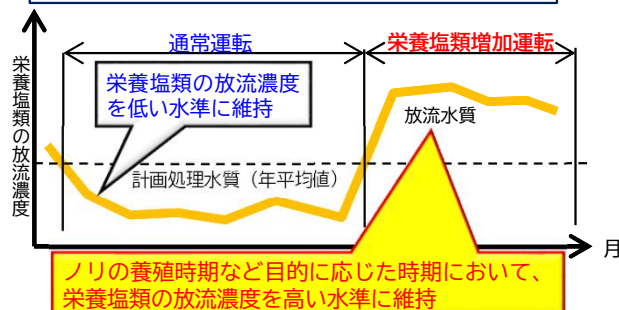


● 国土地理院承認 平14総複 第149号 ● 栄養塩類の能動的運転管理導入処理場

栄養塩類の能動的運転管理の導入状況の推移

年度	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
都市数	22	25	28	34	41	42	45
箇所数	30	35	47	60	67	70	79

栄養塩類の能動的運転管理のイメージ



上下水道DXの推進

○ 上下水道DX技術カタログの充実、DX導入手引きの作成、施設情報の電子化、経営状況の可視化の取組をとりまとめたところであり、事業運営の一体化などに資するDX技術を令和9年度までに全国で標準実装。

デジタル行財政改革取組み2026 上下水道DXに関する概要

① DX技術カタログの充実

- 自治体における「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できる189のデジタル技術をまとめた「上下水道DX技術カタログ」を充実(令和8年3月更新)。
- 上下水道DX技術カタログ

<掲載技術の例>

ドローンによる管路内の調査技術

- 人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- 硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



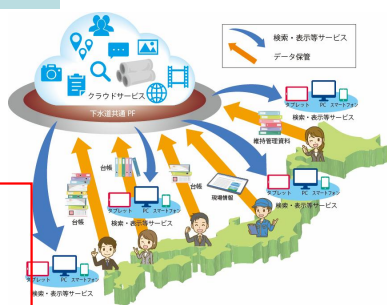
打音調査(衝撃弾性波法)による管路の健全度評価技術

- 管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- 管路の健全度や安全度を定量的に評価



③ 施設情報の電子化

- 管路情報を台帳システム等で管理する上での統一的な用語等の整備を進めるとともに、水道の共通プラットフォームや下水道の台帳に関する標準仕様書等の改訂を実施。



下水道管路の改築については、施設情報や維持管理情報がGISに基づくデータベースシステムにより管理されていることが令和9年度以降の交付要件。

例:「すいすいプラット」のイメージ

② DX導入手引きの作成

- DXを用いた漏水調査等のスクリーニングについての手引きを作成(令和7年6月公表)。



人工衛星を用いた漏水検知手法

人工衛星画像を用いた漏水リスク評価

④ 経営状況の可視化

- 水道の現状に対する住民理解を醸成し、水道事業者等に対して広域連携やDX技術導入による効率化等の経営改善に向けた取組を促すため、経営状況を可視化する「水道事業者等の経営状況に関するダッシュボード」を作成。

※水道事業者等:水道事業者及び水道用水供給事業者



水道事業者等の経営状況に関するダッシュボード



PFAS (PFOS及びPFOA) 対策の推進

- 令和8年4月1日から、水道水中のPFOS及びPFOAは、水道水質基準項目に位置付けられ、基準の遵守(PFOS及びPFOAの合算で50ng/L以下)及び原則3か月に1回の水質検査の実施が義務づけ。
- ただし、PFOS及びPFOAの水質検査費用の負担軽減のため、簡易水道事業等については、過去の検査結果等が条件を満たす場合に検査回数を軽減。

① 水道水質基準等の体系

PFOS・PFOA
(2026年4月～)

水質基準
(水道法第4条、省令)

水質管理目標設定項目
(局長通知)

要検討項目
(課長通知)

【水質基準】52項目

- 水道事業者等に遵守義務・検査義務あり

【水質管理目標設定項目】26項目

- 水道事業者等が水質基準に準じた検査等の実施に努め水質管理に活用

【要検討項目】46項目

- 毒性評価が定まらない、浄水中存在量が不明等
- 情報・知見を収集

② 財政的支援:PFAS対策への補助

- PFAS対策事業として行う高度浄水設備、水道原水水質改善施設、代替水源設備等の整備やPFASの水質検査機器の設置に対して補助[補助率1/4]
- PFOS及びPFOAの水道水質基準化(R8.4.1施行)を踏まえ、PFAS対策の補助対象自治体を拡大(令和8年度当初～)



PFAS対策の例
(活性炭処理施設)

③ 技術的支援:対応マニュアルの策定

- 「水道事業者等によるPFOS及びPFOA対応マニュアル」を公表。
- PFOS及びPFOAが水質基準値を超過又はそのおそれが判明した場合にとりうる対応方法を、水道事業、水道用水供給事業、専用水道など、全ての水道ごとに記載。
- フロー図や参考資料を多く盛り込み、全ての水道において、基本的な対応方法を分かりやすく記載。

【水質基準値を超過又はそのおそれが判明した場合にとりうる対応方法】

応急的対応

- 代替水源への切替・混合
- 浄水処理の強化
- 飲用制限を伴う応急給水 など

中期的対応

- 代替水源の施設整備
- 浄水処理施設の施設整備

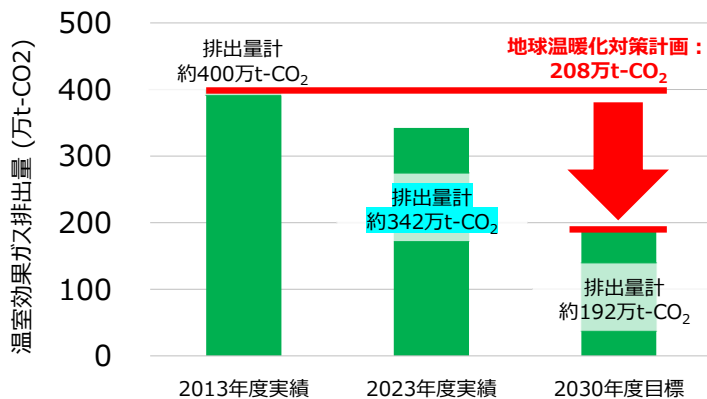
長期的対応

- ダウンサイジングや統廃合など

下水道における脱炭素の取組の推進

- 下水道では、下水処理の過程で多くのエネルギーを使用しており、年間約342万t-CO₂の温室効果ガスを排出。
- 地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)において、下水道における省エネ・創エネ対策の推進、下水污泥焼却の高度化等により、2030年度までに208万t-CO₂の削減(対2013年度比)を見込む。

■下水道からの温室効果ガス排出量



注: 排出量は創エネによる削減分も含む。
また、2030年度の電力排出係数(見込み)を適用。



■地球温暖化対策計画(2025年2月18日閣議決定)における目標

①下水污泥のエネルギー化(創エネ)

目標: 約70万t-CO₂を削減
 ▶消化ガス利用施設、固形燃料化施設の着実な導入
 ▶地域バイオマスの受入れや廃棄物処理施設等との連携によるエネルギー利用量の増加

②污泥焼却の高度化

目標: 約78万t-CO₂を削減
 ▶N₂O排出抑制型の焼却炉への更新
 ▶焼却を伴わない污泥処理方法(固形燃料化等)への変更
 ▶高温焼却(850℃以上)の100%実施

③省エネの促進

目標: 約60万t-CO₂を削減
 ▶電力・燃料消費を年率約2%削減
 ▶省エネ診断等による電力・エネルギー消費等を踏まえた機器更新や運転管理の効率化

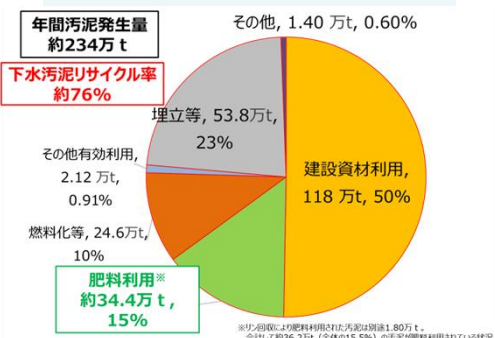
下水污泥資源の肥料利用の拡大

- 肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指し、農林水産省、国土交通省及び関係者が連携し、安全性・品質の確保、消費者の理解促進を図りながら、下水污泥資源の肥料利用の大幅な拡大に向けて取組を推進。
- 2030年までに堆肥・下水污泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量(リンベース)に占める国内資源の利用割合を40%とすることとしている。(令和4年12月27日 食料安全保障強化政策大綱)
- 2030年度に下水污泥肥料利用率を30%に増加させることとしている。(第6次社会資本整備重点計画)

污泥利用に関する基本方針の明確化と案件形成支援等の推進

- ✓「発生污泥等の処理を行うに当たっては、肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこと」を基本方針とし下水道管理者に通知(令和5年3月 下水道部長 通知)
- ✓国土交通省において、污泥の重金属や肥料成分の分析(137処理場)、肥料の流通確保に向けた案件形成(39団体)を支援(令和5～7年度の延べ数)しており、引き続き支援を実施。

下水污泥の利用状況(令和6年度)



施設整備等に対する支援や革新的技術実証事業による技術開発の推進

- ✓地方公共団体が行う下水污泥資源を肥料化するための検討調査・計画策定や、施設整備に対して国が集中的に支援。

青森県 岩木川浄化センター

焼却炉を肥料化施設へ更新



- ✓地方公共団体の下水道施設において、国が主体となって、リン回収に関する実規模レベルの施設を設置し、リン回収のコスト削減や品質向上に向けた技術開発を推進。

福山市リン回収施設(令和7年7月稼働開始)



※福山市HPより

神戸市リン回収施設(令和7年4月稼働開始)



※神戸市 公式noteより

農林水産省・省内関係部局等との連携

- ✓国交省・農水省で連携してPRイベントや説明会、マッチングフォーラム等を開催。
- ✓公共施設における下水污泥の肥料利用促進に向けて、省内関係部局等と連携。
- ✓2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の政府苑での出展の準備を農水省等と連携して進めており、普及啓発等、更なる利用拡大を促進

2027年国際園芸博覧会における政府出展イメージ(屋内展示・催事)



▲2027年国際園芸博覧会関係府省庁連絡会議第5回(2025年5月開催)資料

上下水道一体での国際展開

- 各国の持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向け、多国間連携(アジア汚水管理パートナーシップ:AWaP)や二国間連携、技術協力等を通じた国際協力を実施。
- また、インフラシステム海外展開戦略2030等に基づき、日本の強みである質の高い水インフラの海外展開を推進。

水道分野の国際展開

国際貢献として、途上国を対象に、水供給に係るODA案件形成のための要請書作成支援を行うとともに、水ビジネス海外展開促進のため、現地でのワークショップ、ビジネスマッチングの場の提供に取り組む。

下水道分野の国際展開

下水道インフラの輸出に向け、本邦企業の進出意欲が高いアジアを中心に、政府間会議や技術セミナーを行い、汚水管理の主流化や本邦技術の理解向上を図るとともに、日本下水道事業団等と連携した案件形成調査等に取り組む。

上下水道の主な国際業務



本邦企業の上下水道の優位技術(例)

[水道]

漏水箇所を特定し、効率的な修繕工事を可能にするデジタル相關式漏水探知装置(上)、海水淡水化に用いるRO膜製造技術(下)



[下水道]

都市部の道路を開削せず、管路を布設する推進工法



カンボジア・プノンペンにおける水道・下水道の整備

水道整備 1993年～

プノンペンの奇跡:

無償資金協力により水道事業の劇的な改善を達成。人材育成、専門家派遣などで北九州市がプノンペンと強固に連携し、蛇口から直接飲める水を24時間提供可能に。



都市排水対策 1998年～

洪水対策・排水事業:

市街地の排水能力強化や洪水防御を目指す無償資金協力を実施。

水道整備から
下水道整備まで、
日本が継続的に関与

下水道整備 2017年～

プノンペン下水道整備計画:

プノンペン都において初めてとなる公共下水処理場を無償資金協力にて整備(2023年11月完成)。北九州市は処理場の運転や維持管理などでも支援を継続し、水環境改善に貢献。



◆ 今後も、水道整備から下水道整備への移行のタイミングを掴み、水道事業から下水道事業に協力の場を繋ぐ事例を戦略的に形成。

太平洋島嶼国における上下一体での展開

水道整備

太平洋島嶼国水道ワークショップ (2023年度～):

太平洋島嶼国・地域における課題を把握し、日本の水道技術・製品・サービス展開の可能性を模索。2023年度はフィジー、2024年度はバヌアツューギニア、2025年度はパラオにおいて開催。



下水道整備

フィジー国政府関係者等を対象とした下水道セミナー/ワークショップ (2023年度):

フィジー国の政府関係者向けに、維持管理や人材育成、下水道処理システム等の経験、知識の共有



覚書の締結、案件形成に向けた協力へ



トンガ王国との覚書署名式
(2024年7月16日)



サモア独立国との覚書署名式
(2024年7月18日)

- ◆ 水道に関する共通課題の解決と下水道整備をセットにした案件形成を目指す。
- ◆ PALM10において、初の上下水道一体での技術協力覚書をトンガ王国及びサモア独立国と締結。

国民への発信

- 持続的な上下水道の実現に向けて、上下水道の役割や必要性への理解、上下水道業界の担い手確保等が必要。
- 上下水道への関心醸成を図るとともに、現状や課題等を理解してもらえるよう、効果的な広報を産学官が連携しながら推進。

▼ 下水道管理者による維持管理状況の公表

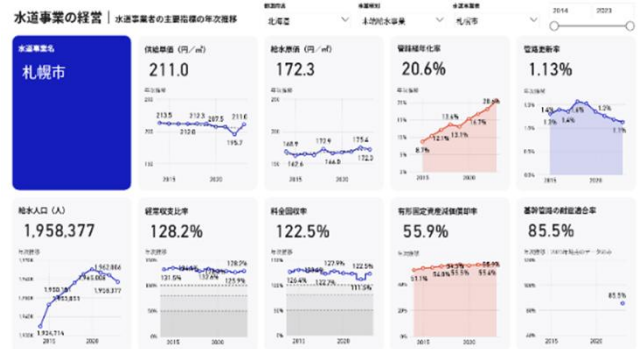
- ・ 自治体において、下水道管路の全国特別重点調査の結果をマップ化し、インターネットで公表。



埼玉県流域下水道の例（出典：埼玉県GISシステム）

▼ 水道事業等の経営状況に関するダッシュボード

- ・ 水道事業等の経営状況を簡便に比較できる水道の政策ダッシュボードを公表。



▼ 若年層向け水道啓発セミナーの実施

- ・ 水道事業者と学生が双方向コミュニケーションを実施し、水道事業に対する理解向上や仕事の魅力発信に繋がることを期待。



長野市上下水道局×長野県立大学の例（グループディスカッションの様子）

▼ 「水の天使」による広報活動

- ・ 水の広報官として国内外のイベントで水の大切さや魅力、我が国の水インフラ技術等を広く発信。



2026 ミス日本「水の天使」
志村 美帆さん

▼ 「循環のみち下水道賞」の表彰

- ・ 下水道の使命を果たし、社会に貢献した好事例を表彰する国土交通大臣賞。



令和7年度表彰式集合写真

▼ こども霞ヶ関見学デー

- ・ 将来を担う子供たちに向け、上下水道に興味を持ってもらえるようなプログラムを実施。



顕微鏡による微生物の観察

▼ デザインマンホール

- ・ 下水道への理解、関心の醸成とともに、地域活性化にも貢献。



出典：Major League Baseball Japan

メジャーリーグベースボール（MLB）によるデザインマンホールの設置

▼ マンホールカードの配布

- ・ 下水道広報プラットフォーム（GKP）と全国の地方公共団体等が共同で制作発行するマンホールカードを各地で無料配布。



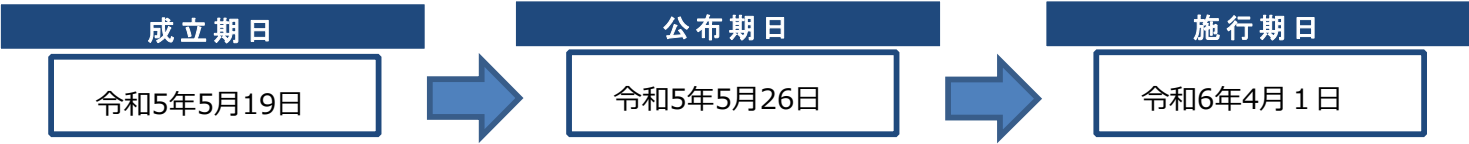
左から 北海道千歳市、東京都小笠原村、長野県筑北村、UR都市機構のマンホールカード

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、所掌事務の見直しを行う。

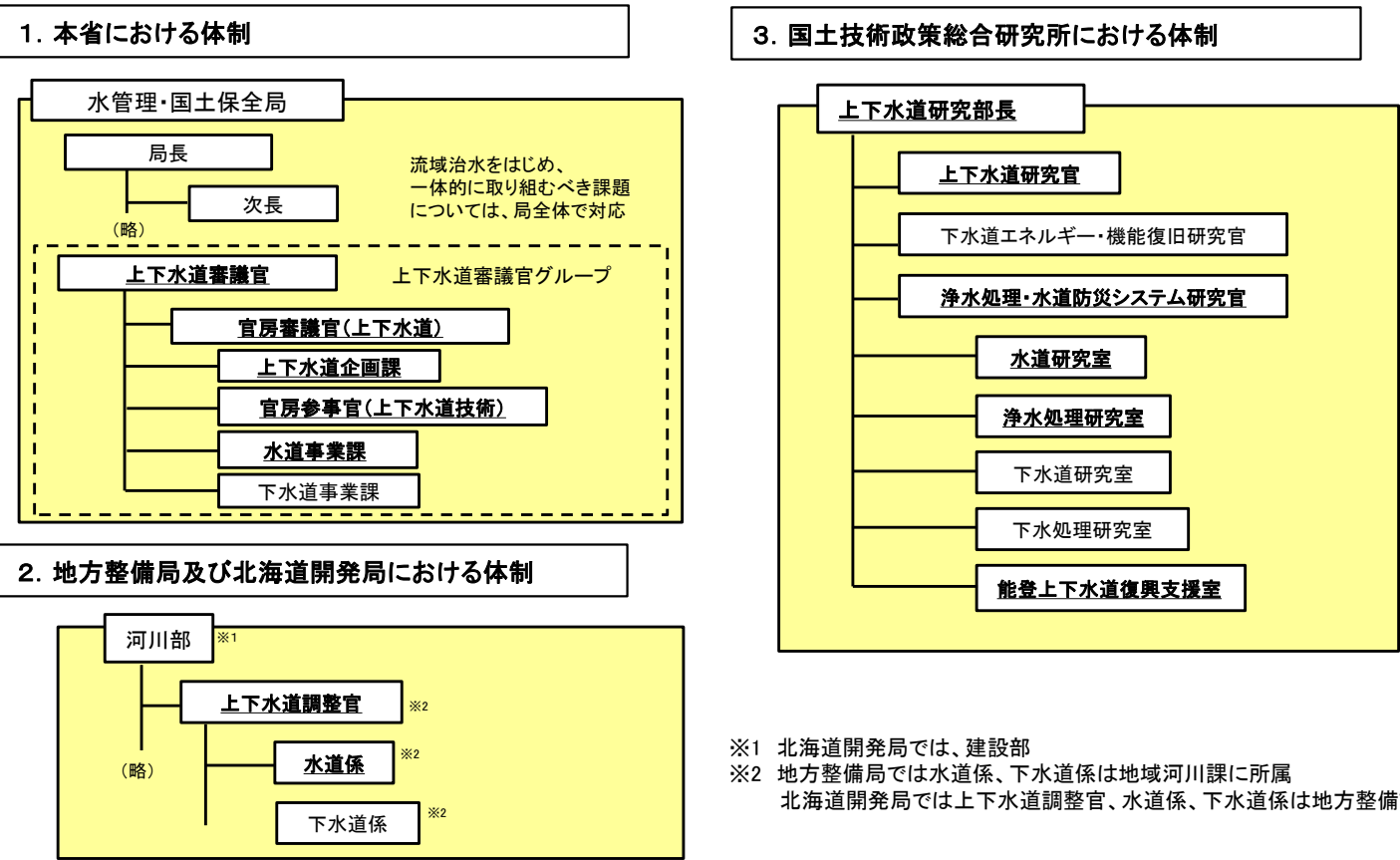
改正の概要（水道関係抜粋）

- 1. 水道整備・管理行政の機能強化**〔水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法〕
- ① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。
 - ② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。
 - ③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。
- 2. 所掌事務等の見直し**〔厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法〕
- ① 厚生労働省、国土交通省、環境省の所掌事務について所要の見直しを行う。
 - ② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。



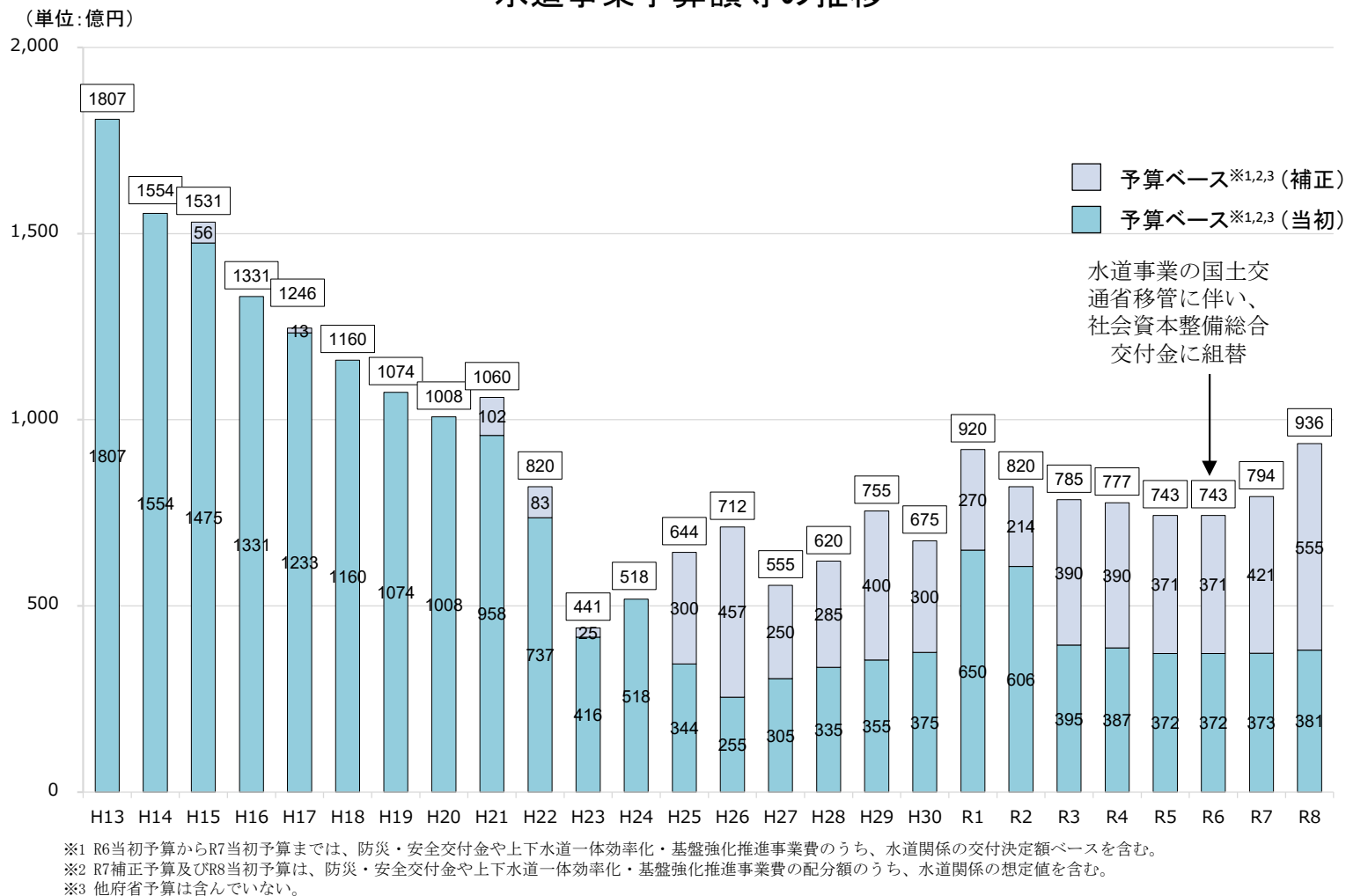
水道整備・管理行政の移管後の国土交通省の体制

- 国土交通本省に局長級の上下水道審議官及び官房審議官（上下水道）を新設。
- 地方整備局では河川部に上下水道調整官や水道係等を新設し、建政部所管の下水道行政を河川部へ移管。
- 国土技術政策総合研究所に水道研究室、浄水処理研究室を新設し、水道にかかる研究を新たに実施。

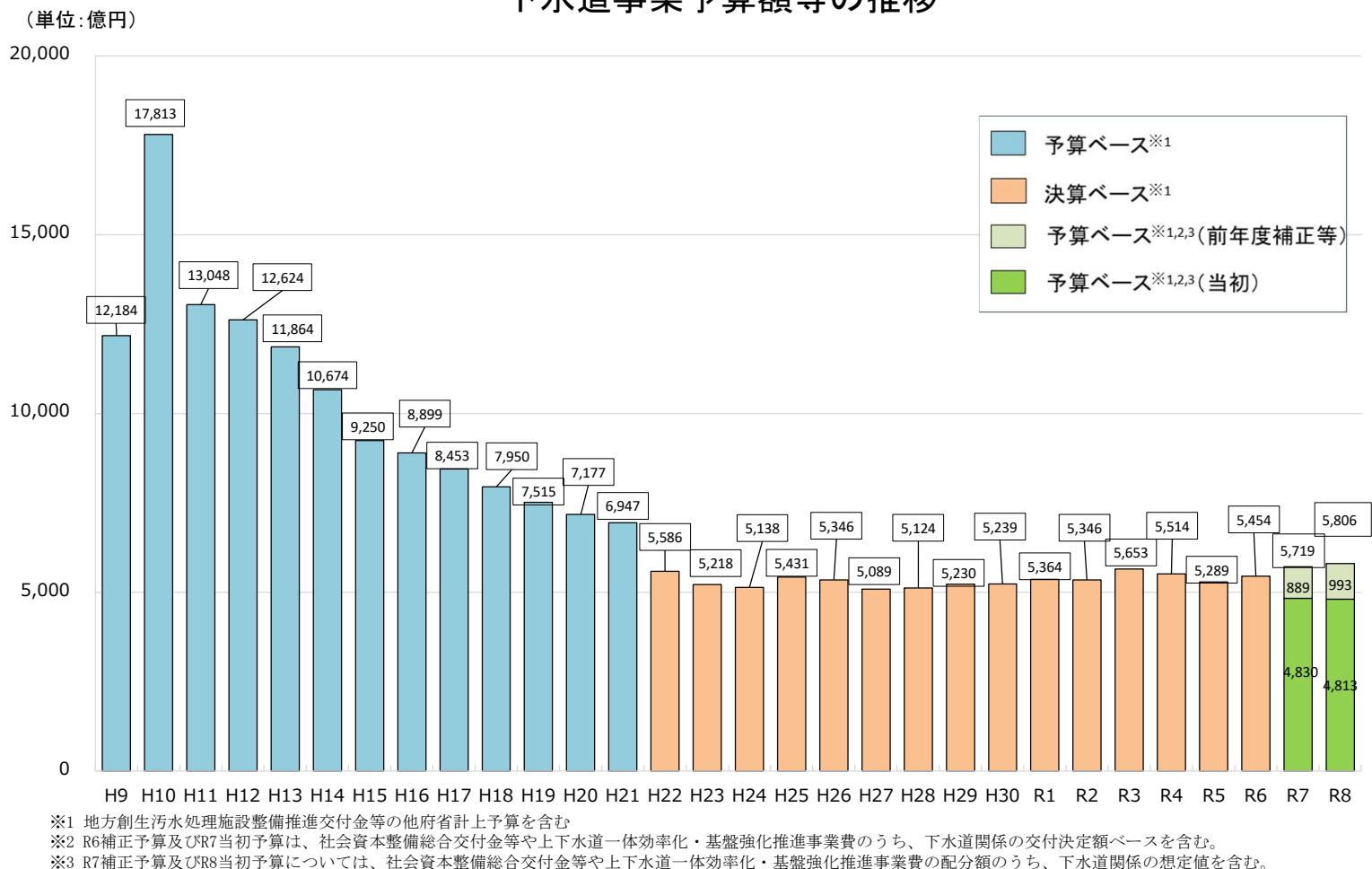


水道事業・下水道事業予算額等の推移（国費）

水道事業予算額等の推移



下水道事業予算額等の推移



用語集

用語

解説

水道事業
上水道事業
簡易水道事業

水道事業は一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業のこと。このうち給水人口が5,000人超のものを上水道事業、給水人口101人以上5,000人以下のものを簡易水道事業という。

「水の官民連携」
(ウォーターPPP)

上下水道分野の官民連携方式の一つ。維持管理と更新を一体で長期にわたり、民間に委託する方式のこと。このうち、施設運営権の設定を伴うものはコンセッション方式と呼ぶ。担い手不足等の課題解決の効果が期待できる。

分散型システム

水道における分散型システムとは、主に中山間地域等において用いられる小規模な水供給システムの総称。①集落ごと等到大規模な浄水場と管をつなぐ地域の水源を活用した小規模な水道施設、②車両等により水を運搬する運搬送水、③各戸に設置するタイプの浄水装置等を想定。

ピーファス
PFAS

10,000種類以上存在するとされるペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物の総称(有機フッ素化合物の一種)。そのうち、PFOS(ピーフォス)、PFOA(ピーフォア)は、半導体の製造や泡消火薬剤等として世界中で広く使用されてきたが、国際条約及び国内法に基づき製造・輸入等を原則禁止。環境省が水道法に基づく省令を改正し、PFOS及びPFOAを水道水中の水道水質基準項目に位置づけ(令和8年4月1日施行)。

資本単価要件

経営条件を評価する指標として「資本単価要件」を水道における多くの補助事業で設定。資本単価は、今後20年間で想定される水1m³当たりの資本費(建設コスト等)であり、この数値が大きいと料金の高騰を招くおそれがあるため、経営条件の厳しい水道事業へ補助を行う趣旨で、一定の数値以上(※)であることを補助要件とするもの。

※水道事業では、資本単価が90円/m³以上。水道用水供給事業では、資本単価が70円/m³以上。

水道や污水处理の普及割合を示す指標。

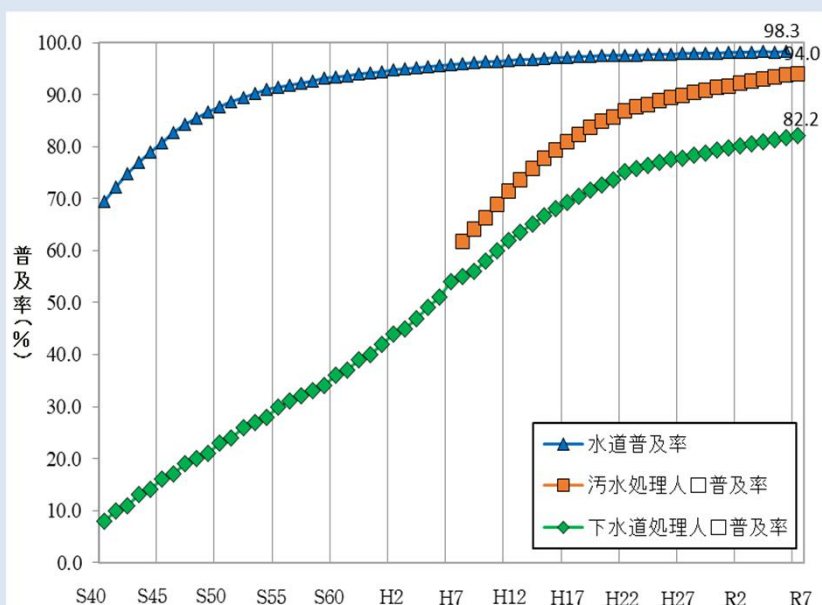
水道普及率=総現在給水人口/総人口

※ただし、総現在給水人口=上水道人口+簡易水道人口+専用水道人口

污水处理人口普及率=污水处理人口/総人口

※ただし、污水处理人口=下水道処理人口+農業集落排水等処理人口+浄化槽処理人口
(未普及人口約740万人、下水道処理人口普及率約82.2%)

普及率の推移



水道の普及率(R6年度時点)、污水处理人口普及率と下水道処理人口普及率の推移(R7年度時点)

国土交通省は、
強靱で持続可能な上下水道の構築に向けて、
上下水道一体で
取組を推進します。

